

**第4世代移動通信システムの導入のための  
特定基地局の開設計画の認定申請マニュアル**

～3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数を使用する特定基地局～

平成26年9月

総務省

本マニュアルにおける法令等の略称は次のとおりです。

「法」……………電波法（昭和25年法律第131号）

「施行規則」…電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）

「免許規則」…無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）

「設備規則」…無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）

「開設指針」…平成26年総務省告示第347号（第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）

# 目次

第1章	申請書類の提出	1
1	申請受付期間	1
2	申請受付場所	1
3	問合せ先	2
4	申請に当たっての留意事項	2
(1)	関係法令の適用	2
(2)	申請書類の記載等について	2
(3)	その他	2
第2章	申請書類の作成	4
1	全体的注意事項	4
2	免許規則別表第5号の6：認定申請書	6
(1)	記載例	6
(2)	注意事項	7
3	免許規則別表第5号の7：開設計画	8
(1)	記載例	8
(2)	注意事項	9
4	免許規則別表第5号の7：開設計画（開設指針別表第一に定められた事項）	12
(1)	「一 特定基地局の整備計画に関する事項」について	12
(2)	「二 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力に関する事項」について	14
(3)	「三 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項」について	15
(4)	「四 財務的基礎に関する事項」について	18
(5)	「五 業務執行体制の整備に関する事項」について	19
(6)	「六 混信等の防止に関する事項」について	20
(7)	「七 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項」について	22
(8)	「八 電波の能率的な利用の確保に関する事項」について	22
(9)	「九 申請者の条件に関する事項」について	25
(10)	「十 一から九までに定めるもののほか、本開設指針に定められた事項に関する申請者のこれまでの取組の実績並びに計画及びその根拠」について	26
第3章	様式	27
1	様式1A（開設指針別表第一の一1（免許規則別表）関係）	27
2	様式1B（開設指針別表第一の一1及び八3関係）	28
3	様式1C（開設指針別表第一の一4及び八3関係）	29
4	様式1D（開設指針別表第一の一4、八3及び八5関係）	30
5	様式1E（開設指針別表第一の一2関係）	31
6	様式1F（開設指針別表第一の一3及び八4関係）	32
7	様式1G（開設指針別表第一の一3及び八4関係）	33

8	様式 1 H (開設指針別表第一の八 5 関係)	34
9	参考 (様式 1 関係 見取表)	34
10	様式 4 A (開設指針別表第一の四 5 関係)	35
11	様式 4 B (開設指針別表第一の四 5 関係)	35
第 4 章	参考資料	36
1	開設指針の骨子	36
(1)	特定基地局の範囲	36
(2)	使用する周波数	36
(3)	特定基地局の配置及び開設時期	36
(4)	電波の能率的な利用を確保するための技術の導入	36
(5)	申請可能周波数幅	36
(6)	認定開設者の義務	36
(7)	絶対審査基準・競願時審査基準	37
(8)	[参考] 競願時審査基準による審査の点数化及び配点	39
(9)	周波数の指定	39
2	開設指針の審査事項と開設計画記載事項との主要対応表	40
3	人口カバー率等の計算に関する参考資料	41
(1)	メッシュについて	41
(2)	人口データの入手方法	44
4	法第 56 条第 1 項の規定により指定された受信設備	45
第 5 章	主要関係法令	46
1	電波法 (昭和 25 年法律第 131 号)	46
2	電波法施行令 (平成 13 年政令第 245 号)	53
3	電波法関係手数料令 (昭和 33 年政令第 307 号)	53
4	電波法施行規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号)	54
5	無線局免許手続規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号)	58
6	電気通信事業法関係法令	62
(1)	電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号)	62
(2)	電気通信事業法施行規則 (昭和 60 年郵政省令第 25 号)	63
(3)	電気通信主任技術者規則 (昭和 60 年郵政省令第 27 号)	64
7	第四世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件 (平成 26 年総務省告示第 347 号)	65
8	その他関係告示	72
(1)	平成 26 年総務省告示第 347 号に基づく特定基地局の開設計画の認定の申請期間等を定める件 (平成 26 年総務省告示第 348 号)	72
(2)	統計に用いる標準地域メッシュ等を定めた件 (昭和 48 年行政管理庁告示第 143 号)	

# 第1章 申請書類の提出

開設指針に基づく、3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定の申請期間等は次のとおりです。

## 1 申請受付期間

平成26年9月26日(金)8時30分から平成26年10月27日(月)17時15分まで

- ※ 受付期間外の申請については、理由の如何を問わず一律に受付を拒否することとなります。
- ※ 郵送等により申請を行う場合には、受付期間内必着で送付してください。
- ※ 受付期間内であれば、前後なく受け付けたものとして、審査を行います(開設指針第六項第七号)。

## 2 申請受付場所

申請書類は、次表を参考の上、総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含みます。)に、正本1部及び副本(写し)1部を提出してください。

提出先	連絡先
総務大臣	〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館 総合通信基盤局 電波部 移動通信課 電話：03-5253-5893
北海道総合通信局長	〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 北海道総合通信局 無線通信部 陸上課 電話：011-709-2311(4642)
東北総合通信局長	〒980-8795 仙台市青葉区本町3丁目2-23 仙台第2合同庁舎 東北総合通信局 無線通信部 陸上課 電話：022-221-0682
関東総合通信局長	〒102-8795 千代田区九段南1丁目2-1 九段第3合同庁舎 関東総合通信局 無線通信部 陸上第一課 電話：03-6238-1760
信越総合通信局長	〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 信越総合通信局 無線通信部 陸上課 電話：026-234-9944
北陸総合通信局長	〒920-8795 金沢市広坂2丁目2-60 金沢広坂合同庁舎 北陸総合通信局 無線通信部 陸上課 電話：076-233-4480
東海総合通信局長	〒461-8795 名古屋市東区白壁1丁目15-1 名古屋合同庁舎第3号館 東海総合通信局 無線通信部 陸上課 電話：052-971-9618
近畿総合通信局長	〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎第1号館 近畿総合通信局 無線通信部 陸上第一課 電話：06-6942-8552
中国総合通信局長	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36 中国総合通信局 無線通信部 陸上課 電話：082-222-3362
四国総合通信局長	〒790-8795 松山市宮田町8-5 四国総合通信局 無線通信部 陸上課 電話：089-936-5066
九州総合通信局長	〒860-8795 熊本市春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎 九州総合通信局 無線通信部 陸上課 電話：096-326-7857
沖縄総合通信事務所長	〒900-8795 那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区 5階 沖縄総合通信事務所 無線通信課 電話：098-865-2386

※いずれの提出先に提出されても、申請受付期間や申請書類の扱いに差はありません。

### 3 問合せ先

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課

電子メール：4g×ml.soumu.go.jp

(迷惑メール防止のため、“@”を“×”に変換して表記しています。)

電話：03-5253-5893

FAX：03-5253-5946

### 4 申請に当たっての留意事項

#### (1) 関係法令の適用

- 申請書類は、法第27条の13第2項、免許規則第25条の4第2項（別表第5号の6及び別表第5号の7を含む。）及び開設指針の規定に準拠することが必要です（開設指針第六項第3号(二)）。
- 本マニュアルは、認定の申請を行うための参考情報を公表するもので、申請書類の作成に当たり、本マニュアルに準拠することを強制するものではありません。

#### (2) 申請書類の記載等について

- 申請書類への記載方法等について個別のお問合せをいただいた場合であっても、本マニュアル及び開設指針その他公表されている資料に記載されている内容以外についてはお答えしかねます。
- 申請受付期間中に、申請希望者の皆様に対し公平にお知らせすべき追加の情報が発生した場合には、必要に応じて次の総務省「電波利用ホームページ」に掲載しますので、適宜お役立てください。  
<http://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/mobile/4g/>
- 申請受付期間後の申請内容の変更は原則として認められません。ただし、審査に当たって、記載内容を正確に把握すること等を目的として、総務省から口頭や書面による質問・回答を任意でお願いすることがあります。なお、その場合において、申請後に進捗のあった内容を反映したり、申請時に抽象的に記載していた内容をより具体的に説明したりといった形での追加情報をいただいたとしても、原則として審査において考慮することはできません。
- 開設計画の審査結果の公表等に当たって、申請書類に記載した内容を公表することがあります。ただし、経営上の秘密に該当する内容がある場合には、その扱いについて申請者と相談させていただきますので、どの情報が経営上の秘密に該当するのかが分かるようにしてください。
- 申請された内容について、審査の効率化及び概要の公表等のため、後日、電子データでの提出を求められることがあります。

#### (3) その他

- 申請される開設計画の認定の有効期間は5年です（施行規則第9条の2）。
- 開設計画の認定制度は、認定開設者が、認定を受けた開設計画に係る周波数を使用する特定基地局の免許について排他的に申請することを可能とする制度であり、実際の周波数の使用については、電波法その他関係法令の規定に基づく審査を経て免許を受けることによって可能となるものですので留意してください。

- 申請を審査し、認定する場合は、官報掲載による公示を行う（法第27条の13第7項、施行規則第11条の2の6）とともに、認定書を交付します（免許規則第25条の5）。また、認定を拒否する場合は、文書により通知します（免許規則第25条の6）。
- 認定開設者は、四半期ごと又は臨時に求められた場合には、開設計画の進捗状況を示す書類を総務大臣に提出することが義務付けられています（開設指針第六項第12号）。なお、提出された書類については、開設指針及び認定を受けた開設計画に基づき適切に実施されているか確認を行い、書類の概要及び確認の結果をインターネット等で公表する予定です（開設指針第六項第13号）。
- 認定開設者は、3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数の電波を使用して宇宙無線通信の業務を行う地球局の運用を阻害する混信を防止するための具体的な対策を講じることが義務づけられています（開設指針第六項第8号）。
- 特定基地局を最初に開設する前に、同期をとるための具体的な措置等他の認定開設者の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な事項について、あらかじめ全ての認定開設者間で協議し、合意した上で、当該全ての認定開設者が当該合意した事項を行うことが義務付けられています（開設指針第六項第9号）。また、特定基地局を最初に開設する前に、当該特定基地局の設置により宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備の運用に支障を与えるおそれがある旨を周知させること及び当該受信設備を設置している者からの問合せに対応するための窓口を設置することその他の体制の整備をあらかじめ全ての認定開設者間で協議し、合意した上で、当該全ての認定開設者が共同して行うことが義務付けられています（開設指針第六項第10号）。なお、他の全ての認定開設者と合意したときは、その合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出することが義務付けられています（開設指針第六項第11号）。

## 第2章 申請書類の作成

### 1 全体的注意事項

#### ア 製本

- 各資料の用紙は、原則として、日本工業規格A列4番の用紙としてください（免許規則別表第5号の7注13）。
- 申請書類は、免許規則別表第5号の6に規定される特定基地局開設計画認定申請書に、同規則別表第5号の7に規定される特定基地局開設計画（別紙・別添・参考資料を含みます。）を添付し、バルキーファイル等に綴じ込んで提出してください。
- 目次を付ける、ページ番号を入れる、仕切り紙を挿入する、相互の関係が分かるよう注記を付す等、全体の構造がわかりやすい形で作成してください。
- 大部となるものや冊子等の資料は、別添として分離し、例えば「別添12（個人情報取扱規程）」等と適宜の表題及び仕切り紙等を付して申請書類に添付してください。なお、参考資料等については必要に応じて割付印刷等を活用する等、省資源化に協力ください。
- 様式類等のうち大部となるものについては、CD-R等にファイルを書き出した上で、当該CD-R等を開設計画に添付する等の方法により、電子データによる提出をお願いします。このとき、CD-R等にタイトルラベルを付し、容易に脱落しないようにバルキーファイル等に綴じ込む等としてください。
- コピー作業等の効率化のため、書類をステープラー等で綴じないようにするとともに、見出しラベル等を付す場合は本文を記載した書類ではなく仕切り紙に付す等について協力ください。
- 書類を綴じる際は、用紙が縦方向の場合は左側を、横方向の場合は上側を綴じ、かつ、横方向で両面印刷を行う場合は上側長辺綴じとする等、全体の書類の向きが揃うようにしてください。

#### イ 記載原則

- 認定日は平成26年度第3四半期中であることを前提として、記載してください。
- 各資料に記載する比率等の数値は、本マニュアルに特段の記載の無いものは、原則として、小数点第2位を四捨五入とし小数点第1位までの記載としてください。また、整数部については3桁区切りで「,」を挿入してください。
- 各資料に記載する金額は、本マニュアルに特段の記載の無いものは、原則として、百万円を単位として記載してください。
- 各項目において、開設指針等の規定により計画等の根拠を記載することとなっている事項については、その計画等の内容についてできるだけ具体的な根拠の記載や、裏付けとなる資料等の添付をしてください。根拠が薄弱な内容については、審査において考慮されないことがあります。
- 競願時の審査事項となる項目については、それぞれの計画において実施時期を明記してください。実施時期を明記していないもの、及び実施時期が開設計画の認定の有効期間後（平成31年度第3四半期以降のもの）となるものについては、審査において評価しないことがあります。

#### ウ 用語等

本マニュアル及び開設計画において、特段の記載の無い限り、各用語の意味は次のとおりとします。

- 「総合通信局」には沖縄総合通信事務所を含むものとします（開設指針第四項第1号）。
- 「指定済周波数」とは、既存事業者が開設計画の認定等により指定を受けた周波数をいい、773



～803MHz、860～890MHz、945～960MHz、1,475.9～1,510.9MHz、1,844.9～1,879.9MHz及び2,110～2,170MHzを指します（開設指針第一項第6号）。

- 「特定基地局」とは、3,480～3,600MHzの周波数を使用する、第4世代移動通信システム（LTE-Advanced方式（TDD））の基地局と陸上移動中継局（設備規則第49条の6の10）をいい（開設指針第二項）、フェムトセル基地局等の包括免許の無線局を含みます。なお、3,480～3,600MHzの周波数を含んでいれば、それ以外の周波数を含む場合であっても特定基地局となります。
- 「高度特定基地局」とは、次の条件を全て満たすものをいいます（開設指針第四項第2号）。
  - ・屋外等に設置する基地局
  - ・基地局のエントランス回線の伝送速度が、基地局の無線設備側の伝送速度と同等以上
  - ・次のいずれか（1 Gbps超の伝送速度を実現可能なシステム）に該当
    - －特定基地局（40MHz幅）で、8x8 MIMO以上に対応していること
    - －特定基地局及び指定済周波数のキャリアアグリゲーションにより40MHz幅以上で、8x8MIMO以上に対応していること
- 「メッシュ」とは、2分の1地域メッシュをいいます（開設指針第一項第3号）。なお、メッシュ及び人口に関する詳細情報は第4章3を参照してください。
- 「屋内等」とは、「屋内その他他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所」をいい、フェムトセル基地局等を包括免許として開設可能である場所を指します。（開設指針第一項第4号）。また、簡単のため、「屋内等以外の場所」を「屋外等」ということがあります。

## 2 免許規則別表第5号の6：認定申請書

### (1) 記載例

特定基地局開設計画認定申請書	
平成26年10月27日	
総務大臣 殿	
申請者	
郵便番号	100-8926
フリガナ	トキョウト 千代田区 霞が関 2-1-2
住所	東京都千代田区霞が関2-1-2
フリガナ	ドウ通信株式会社
氏名	移動通信株式会社 ㊤
フリガナ	ドウ通信株式会社 代表取締役社長 移動 太郎
代表者氏名	代表取締役社長 移動 太郎 ㊤

収入印紙  
貼付欄

電波法第27条の13第1項の規定により特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

- 該当する開設指針が示された告示の件名及び番号  
件名：第4世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件  
番号：平成26年総務省告示第347号
- 欠格事由に関する事項  
電波法第5条第3項各号の欠格事由に該当しません。

## (2) 注意事項

### ア 収入印紙

- 開設計画の認定申請手数料として、1件につき137,100円分の収入印紙を、収入印紙貼付欄に貼付してください。
- 収入印紙の全部を収入印紙貼付欄に貼付できない場合は、「収入印紙は別紙貼付」等と記載し、別紙に貼付してください。
- 副本（写し）は、収入印紙を貼付していない状態での写しとしてください。（収入印紙部分はコピー等しないでください。）

### イ 申請者欄

- 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます。法人（団体）の場合は、その商号（名称）及び代表者の役職名・氏名を記載し、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できます（申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しません。）。
- 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び本邦内における居住地を記載するものとし、氏名については、自筆により記載したときは、押印を省略することができます。

### ウ その他

- 法第5条第3項各号の欠格事由に該当する者に対しては認定を行いません（法第27条の13第5項）。

### 3 免許規則別表第5号の7：開設計画

#### (1) 記載例

##### 特定基地局開設計画

- 1 特定基地局が法第27条の12第1項第1号又は第2号に掲げる事項のいずれかを確保するためのものであるのかの別  
法第27条の12第1項第1号に掲げる事項
- 2 特定基地局の開設を必要とする理由
  - (1) 提供する電気通信役務の種類  
携帯電話、インターネット接続サービス、携帯電話・PHSアクセスサービス、3.9世代携帯電話アクセスサービス
  - (2) 開設しようとする特定基地局の内容
    - ア 無線局の種別  
基地局及び陸上移動中継局
    - イ 発射を予定している電波の型式  
20MO X7W
    - ウ 使用しようとする最大の値の空中線電力  
30W
    - エ 伝送情報の具体的内容  
無線設備規則第49条の6の10に規定する技術基準による音声伝送及びデータ伝送
  - (3) 業務開始の日以降5年以内の日を含む毎年度又は毎事業年度における利用者数見込み及びその算出根拠  
別紙中「四2 電気通信役務の契約数」(××ページ)に併せて記載
- 3 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲  
全国
- 4 希望する周波数の範囲
  - 第1希望：3,480MHzを超え3,520MHz以下
  - 第2希望：3,520MHzを超え3,560MHz以下
  - 第2希望：3,560MHzを超え3,600MHz以下
- 5 当該通信系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期  
別紙中「一1 特定基地局の開設数」(××ページ)に併せて記載
- 6 電波の能率的な利用を確保するための技術であって、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの
  - (1) 周波数の効率的利用の方策として導入を予定している技術の具体的内容  
別紙中「八1 特定基地局の電波の能率的な利用を確保するための技術の導入」(××ページ)に併せて記載

- (2) 干渉回避の方策として導入を予定している技術の具体的内容  
別紙中「六 混信等の防止に関する事項」(××ページ)に併せて記載

## 7 その他の事項

- (1) 運用開始の予定期日  
平成27年1月1日  
(商用サービス開始予定：平成27年4月)
- (2) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法  
別紙中「三三 電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保」(××ページ)及び「三五 電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策」(××ページ)に併せて記載
- (3) 無線従事者の配置方針  
ア 無線従事者の配置場所ごとの無線従事者の資格及び人数  
別紙中「三四 電気通信主任技術者の選任及び配置等」(××ページ)に併せて記載  
イ 将来的な無線従事者の確保の方法  
別紙中「三四 電気通信主任技術者の選任及び配置等」(××ページ)に併せて記載
- (4) その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項  
別紙のとおり

※本マニュアル上は1葉にて記載例を示していますが、複数葉として構いません。

## (2) 注意事項

### ア 「1 特定基地局が法第27条の12第1項第1号又は第2号に掲げる事項のいずれかを確保するためのものであるのかの別」について

- 「法第27条の12第1項第1号に掲げる事項」と記載してください。

### イ 「2(1) 提供する電気通信役務の種類」について

- 特定基地局を利用して提供する役務について、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)様式第4の表に掲げられる電気通信役務の種類から該当する可能性のあるものを全て記載してください。第4世代移動通信システムは3.9世代携帯電話アクセスサービスに含むものとして記載してください。なお、代表的な電気通信役務の種類は次のとおりです。
  - ・携帯電話
  - ・インターネット接続サービス
  - ・携帯電話・PHSアクセスサービス
  - ・3.9世代携帯電話アクセスサービス
- 現時点で提供することが確定しておらず、将来的な市場動向等による可能性があるものは、その旨を具体的に付記してください。

### ウ 「2(2)ア 無線局の種別」について

- 「基地局」又は「基地局及び陸上移動中継局」と記載してください。

- 陸上移動中継局を開設することが確定しておらず、例えばエリア拡充等の電気通信事業の展開等に応じて利用を検討する場合は、その旨を具体的に付記してください。

#### エ 「2(2)イ 発射を予定している電波の型式」について

- 発射を予定している電波の型式を次にしたがって全て記載してください。
  - ・ 設備規則第49条の6の10 (LTE-Advanced方式 (TDD)) : 「20M0 X7W」等
- 現時点で発射することが確定しておらず、将来的な市場動向等による可能性があるものは、その旨を具体的に付記してください。

#### オ 「2(2)ウ 使用しようとする最大の値の空中線電力」について

- 周波数帯幅又はMIMO多重数ごとに最大空中線電力が異なる場合は、それぞれ記載してください。
- 現時点で使用することが確定していないものの、将来的に空中線電力の増加を見込んでいる場合は、その旨及び増加後の最大空中線電力を具体的に付記してください。

#### カ 「2(2)エ 伝送情報の具体的内容」について

- 記載例にならい、使用する無線設備の規格及び音声／データの別を記載してください。

#### キ 「2(3) 業務開始の日以降5年以内の日を含む毎年度又は毎事業年度における利用者数見込み及びその算出根拠」について

- 開設指針別表第一の四2に定められた事項と併せて記載する旨を記載し、別紙においてその内容を記載してください。
- 業務を開始する年度が平成26年度でない場合は、開設指針別表第一の四2に定められた事項を記載する際に、業務開始の日以降5年以内の日を含む年度までについて記載してください。

#### ク 「3 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲」について

- 移動する無線局について包括免許制度を利用する場合には、「全国」と記載してください。
- 特定基地局によって無線通信業務を行うこととしている区域以外の区域においても、通信の相手方である移動する無線局の無線通信を可能とするために、同一の開設指針に係る特定基地局の開設を予定している他の事業者との業務委託契約の締結を予定している場合には、当該他の事業者の氏名又は名称及び当該他の事業者所属の特定基地局を通信の相手方とする場合の移動範囲を記載してください。

#### ケ 「4 希望する周波数の範囲」について

- 記載例にならい、次の3つの周波数帯を、第1希望、第2希望、第3希望の順に記載してください（開設指針第六項第3号（一））。
  - ・ 3,480MHzを超え3,520MHz以下
  - ・ 3,520MHzを超え3,560MHz以下
  - ・ 3,560MHzを超え3,600MHz以下
- 「3,480MHzを超え3,520MHz以下」、「3,520MHzを超え3,560MHz以下」及び「3,560MHzを超え3,600MHz以下」以外の周波数を記載しないでください。また、同順位で複数の周波数を記載しないでください。

- コ 「5 当該通信系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期」について
- 開設指針別表第一の一に定められた事項と併せて記載する旨を記載し、別紙においてその内容を記載してください。
- サ 「6 電波の能率的な利用を確保するための技術であって、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの」について
- (1)については、開設指針別表第一の八に定められた事項と併せて記載する旨を記載し、(2)については、開設指針別表第一の六に定められた事項と併せて記載する旨を記載し、別紙においてその内容を記載してください。
- シ 「7(1) 運用開始の予定期日」について
- 最初の特定基地局を運用する予定の日を、年月日で記載してください。
  - 特定基地局を利用する商用サービス（電気通信役務の提供）開始の時期についても併せて記載してください。
- ス 「7(2) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法」について
- 開設指針別表第一の三三及び五に定められた事項と併せて記載する旨を記載し、別紙においてその内容を記載してください。
- セ 「7(3) 無線従事者の配置方針」について
- ア・イのいずれも、開設指針別表第一の三四に定められた事項と併せて記載する旨を記載し、別紙においてその内容を記載してください。
- ソ 「7(4) その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項」について
- 「別紙のとおり」等と記載し、次ページ以降に従い、別紙にてその内容を記載してください。

## 4 免許規則別表第5号の7:開設計画(開設指針別表第一に定められた事項)

「開設指針に定められた事項に関連する事項」については、開設指針別表第一(開設計画に記載すべき事項)に規定される項目に従い、以下の注意事項を踏まえた資料を別紙として作成してください。

### (1)「一 特定基地局の整備計画に関する事項」について

#### ア 共通の注意事項

- 正当な理由がないのに、この整備計画に従って特定基地局を開設していないときは、認定を取り消すことがあるので注意してください(法第27条の15第2項)。
- セクタごとに分けて免許を受ける場合であっても、送信設備の設置場所が同じ無線局の開設数は1局とカウントしてください。

#### イ 「一 1 特定基地局の開設数」について

- エリア展開の方針等を記載するとともに、様式1Bを参考として、年度末ごと(平成26年度末～平成31年度末)・都道府県ごとの特定基地局の開設数に関する計画を、次の区分ごとに記載してください。記載に当たっては、「六 混信の防止に関する事項」の記載内容との整合性に留意してください。
  - ①特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)
  - ②特定基地局(屋内等に設置するものに限る。)
  - ③高度特定基地局

※ 「①特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)」と「②特定基地局(屋内等に設置するものに限る。)」を合計したものが特定基地局の全体の数となるようにしてください。また、「③高度特定基地局」は「①特定基地局(屋内等に設置するものを除く。)」の内数となるようにしてください。

※ 「②特定基地局(屋内等に設置するものに限る。)」については、個別免許の屋内小型基地局等も含まれます。
- 特定基地局の開設数は、次のいずれかの場合に該当する特定基地局の数としてください(開設指針第六項第1号)。なお、「運用を開始した」とは、無線局の免許を受け、電波を発射しはじめた時を指し、「指定の変更をした」とは、同様に指定の変更を受け(無線設備の変更の工事が必要な場合にあつては、当該変更の工事の許可を受け、工事を行うことが必要です。)、変更後の電波を発射した時のことですので、注意してください。
  - ・ 3,480～3,600MHzの周波数を含む周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局の運用を開始した場合
  - ・ 既に開設している基地局又は陸上移動中継局について、3,480～3,600MHzの周波数に係る指定の変更をした場合
- 計画には、可能な限り、無線局の種別(基地局及び陸上移動中継局)ごと、通信方式及びチャンネル間隔(20MHz幅や40MHz幅)ごとの内数についても記載してください。
- 計画において、都道府県間や年度間に著しい差がある場合は、その理由等について具体的に記載するように留意してください。
- 平成30年度末までに、全ての都道府県において特定基地局を開設する計画としてください(開設指針第四項第3号)。なお、平成30年度末までに開設できない場合は、認定の有効期間満了日における計画値を別途記載し、当該計画において全ての都道府県において特定基地局を開設する計画としてください。
- ここで記載した特定基地局(屋内等に設置するものに限る。)の開設数に関する計画は、競願時の審査事項として用います(開設指針別表第三の一3)。



- 屋内のエリア化に関しては、「屋内等に設置する特定基地局」及び「屋外等に設置するが屋内等をエリア化する特定基地局」を区別しながら、その開設数を記載してください。（開設指針別表第三の一三）
- 様式1Aを参考として、年度末ごと（平成26年度末～平成31年度末）・市区町村ごと・基地局及び陸上移動中継局ごとの特定基地局の開設数についても記載してください（免許規則別表第5号の7注4）。
  - ※ 年度末ごと・都道府県ごとの特定基地局の開設数が、様式1Bにおける当該年度末・当該都道府県での各区分の合計数と異ならないように留意してください。

## ウ 「一2 高度特定基地局の開設数」について

- エリア展開の方針等を記載するとともに、様式1Eを参考として、年度末ごと（平成26年度末～平成31年度末）・特定ひっ迫区域ごとの高度特定基地局の開設数に関する計画を記載してください。
- ここで記載した高度特定基地局の開設数に関する計画は、競願時の審査事項として用います（開設指針別表第三の一2）。この審査においては、平成30年度末の特定ひっ迫区域の高度特定基地局の開設数の合計を使用し、この際、1,000を超え2,000以下、2,000を超え3,000以下、3,000を超え4,000以下、…のように1,000局単位の区分の中の高度特定基地局の開設数は同じ値とみなされます。

## エ 「一3 携帯無線通信を利用することが困難な地域における特定基地局及び高度特定基地局の整備」について

- 携帯無線通信を利用することが困難な地域（以下「不感地域」といいます。）における、特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）又は高度特定基地局の設置によるエリア展開の方針等を記載するとともに、様式1Fを参考として、年度末ごと（平成26年度末～平成31年度末）・不感地域の集落ごとのエリア化に関する計画を次の区分ごとに記載してください。
  - ①特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）
  - ②高度特定基地局
- 計画において、年度間に著しい差がある場合は、その理由等について具体的に記載するように留意してください。
- 様式1Fの集計結果については、指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）に関する計画と合わせて、開設指針別表第一の八4の事項において、様式1Gを参考にし記載してください。
- 様式1Gにより記載した、エリア化が図られる不感地域の集落の居住人口の合計は、競願時の審査事項として用います（開設指針別表第三の一8）。なお、当該居住人口の審査は100人単位で評価することから、100人を超え200人以下、200人を超え300人以下、…は同じ値と見なされます。
- 不感地域における「エリア化」とは、不感地域の集落ごとの全ての居住者において通信の利用が可能になることをいいます。当該不感地域の集落ごとの一部の居住者のみが利用可能になる場合はエリア化とされませんので留意してください。
- 不感地域に該当するメッシュ・コード及び当該地域の居住人口（様式1F）として、「携帯電話等エリア整備事業」の実施のため用いられているデータを提供することが可能ですので、必要な方は問合せ先まで連絡ください。なお、不感地域は、「携帯電話等エリア整備事業」の補助対象地域であり、補助金の活用が可能です。原則として、自主事業で解消することを前提に計画を記載してください。

## オ 「一４ 特定基地局の人口カバー率」について

- 様式１Ｃ及び様式１Ｄを参考として、年度末ごと（平成26年度末～平成31年度末）・メッシュごとの特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）及び高度特定基地局の人口カバー率に関する計画を記載してください。
- 人口カバー率の算出に当たっては第４章３を参考にしてください。
- 計画において、都道府県間や年度間に著しい差がある場合は、その理由等について具体的に記載するように留意してください。
- 開設指針別表第一の一１に定められた事項として記載した特定基地局及び高度特定基地局を最初に開設する年度について、これより前の年度において人口カバー率を有する都道府県がある場合は、その理由（例えば、基地局の電波が都道府県境を越境したため。）等について具体的に記載するように留意してください。
- 平成30年度末までに、各総合通信局の管轄区域における人口カバー率が、それぞれ50%以上とする必要があります（開設指針第四項第１号）。なお、様式１Ｄにおける人口カバー率の記載は、記載原則のとおり（小数点第２位を四捨五入とし小数点第１位までの記載）ですが、審査は四捨五入しない値により行うので、49.95%以上50.00%未満の値とならないよう、十分に注意してください。
- ここで記載した人口カバー率の値は、競願時の審査事項として用います（開設指針別表第三の一１）。この審査においては、平成30年度末の全国の人口カバー率を使用し、この際、50%を超え55%以下、55%を超え60%以下、60%を超え65%以下、…のように5%単位の区分の中の人口カバー率は同じ値とみなされます。

## カ 「一５ 高度特定基地局の運用の開始」について

- 高度特定基地局の最初の運用の開始期日を記載してください。また、開始期日は平成28年度末までとしてください（開設指針第四項第２号）。
- 高度特定基地局で実現しようとする伝送速度（Gbps）について記載してください。このとき、伝送速度が、下り方向か上り方向であるかが明らかになるように留意して記載してください。
- 上記伝送速度の場合に使用する空間多重方式（例えば8x8MIMO等）、及びキャリアアグリゲーション技術（例えばどの周波数・帯域幅とのキャリアアグリゲーションであるか等）について記載してください。
- 高度特定基地局を用いたサービスについて、例えばサービス提供内容・開始時期・エリア展開計画等に留意して記載してください。
- 高度特定基地局で実現しようとする伝送速度が複数種類あるときは、各伝送速度において、上記事項をそれぞれ記載するようにしてください。また、開設指針別表第一の一１に定められた事項として記載した高度特定基地局の開設数についても、可能な限り、各伝送速度ごとに記載するようにしてください。

## (2)「二 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力に関する事項」について

### ア 「二１ 特定基地局の設置場所の確保」について

- 特定基地局について、設置場所の確保に関する基本的な考え方を記載してください。
- 設置場所を既に確保している場合は、その具体的な確保内容を記載してください。
- 既存の無線局に併設することとする場合は、例えば電源容量・耐荷重・機器設置場所の確保（機

器の共通化・省エネ化・軽量化・省スペース化)、貸主との契約更改に留意し、具体的に記載してください。

- 設置場所を新たに確保していく場合は、例えば設置場所候補の選定方法、設置場所選定に関する現地調査の状況、貸主等関係者との協議状況、鉄塔・鉄柱等の建設等に関する計画と、実行時期や実行体制等の根拠に留意し、具体的に記載してください。
- 既に移動体通信事業を行っている者において、本特定基地局の周波数以外の周波数を使用する基地局を新たに開設することを予定している場合は、例えば、その内容及び規模を踏まえ、当該基地局の設置場所の確保が、特定基地局の設置場所の確保に影響を及ぼさないよう留意した計画としてください。
- 上記の設置場所の確保に関する記載に加え、特定基地局の開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組についても、例えば工事業者等を含めた体制の構築、資料の整備や研修の実施、地域住民への説明方法等に留意し、具体的に記載してください（開設指針別表第二の一）。
- ここで記載した特定基地局（屋内等に設置するもの及び屋内において通信を可能とするために設置するもの）の設置場所に関する計画は、競願時の審査事項として用います（開設指針別表第三の一三）。
- 屋内のエリア化に関しては、「屋内等に設置する特定基地局」及び「屋外等に設置するが屋内等をエリア化する特定基地局」を区別しながら、その設置場所について、具体的に記載してください。（開設指針別表第三の一三）

#### イ 「二二 特定基地局の無線設備の調達」について

- 特定基地局について、送受信設備・空中線・電源設備等の無線設備の調達に関する基本的な考え方を記載してください。（基地局へのアクセス回線を含めた、無線設備以外の電気通信設備については、開設指針別表第一の三に定められた事項として記載してください。）
- 例えば無線設備の調達先、調達先での当該無線設備の開発状況、調達規模等の計画について、調達先の納入実績や申請者の調達実績、調達先との協議状況等の根拠に留意し、具体的に記載してください。
- 屋内等用の無線設備等を別に調達する計画としている場合は、別途その計画についても記載してください。

#### ウ 「二三 特定基地局の整備に係る業者との協力体制の確保」について

- 特定基地局の整備について、外部委託・請負等に関する基本的な考え方を記載してください。
- 工事の委託・請負先業者、工事規模等の計画の記載に当たっては、業者の地域性、業者や申請者の工事実績、業者との協議状況等の根拠についても留意し、具体的に記載してください。

### (3)「三 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項」について

#### ア 「三一 無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等」について

- 設置しようとする無線設備に関し、技術的な検討、実験、標準化等の実績及び今後の計画を具体的に記載してください。
- 実験等の実績が無い場合は、例えば今後の特定基地局の設置・展開に向けての、実際の無線設備の技術的な性能検証等の方法及び実施時期について、具体的に記載してください。

- 標準化等の実績の記載に当たっては、例えば申請直近の概ね3年間において、寄与文書、論文・学会発表の一覧を標準化分野ごとに記載する等、とりまとめ方法に留意してください。

## イ 「三2 電気通信設備の調達及び工事」について

- 伝送路設備、交換設備、端末設備等についてそれぞれ記載してください(開設指針別表第二の二)。
- 伝送路設備については、中継回線(バックボーン回線)と基地局へのアクセス回線(エントランス回線)について、例えば次の内容に留意し、具体的に記載してください。
  - ・ 調達の方針(自社調達/他社調達の別、使用プロトコル・インタフェース等)
  - ・ 回線の調達先(自社調達の場合はその旨)、調達規模(回線容量等)等の計画
  - ・ 調達先での回線設置実績や申請者の調達実績、調達先との協議状況等の根拠
- 特にエントランス回線については、高度特定基地局及び4G基地局の展開に当たりどのように調達を行う予定であるのか、例えば回線の種類や調達先等について、できる限り具体的に記載してください。
- 交換設備等については、例えば次の内容に留意し、具体的に記載してください。
  - ・ 設備全体の構成(設備(ネットワーク)構成図、主要設備の設置場所等)
  - ・ 各設備の調達先、調達先での当該設備の開発状況、調達規模等の計画
  - ・ 調達先の納入実績や申請者の調達実績、調達先との協議状況等の根拠
- 端末設備(携帯電話端末)については、例えば次の内容に留意し、具体的に記載してください。
  - ・ 設備の調達先、調達先での当該設備の開発状況、調達規模等の計画
  - ・ 調達先の納入実績や申請者の調達実績、調達先との協議状況等の根拠
- 上記の各記載事項について、既存の回線・設備を活用する場合は、例えば追加・増設する回線・設備との区別、調達先業者の地域性等に留意し、具体的に記載してください。
- 計画の記載に当たっては、申請者において予測される認定の有効期間中のトラフィック増加を踏まえ、その増加への対応等の実現可能性に留意してください。
- 開設指針別表第三の一七(二)に定める基地局(次の条件を全て満たすもの)を、ここでは「4G基地局」ということとします。
  - ・ 屋外等に設置する基地局
  - ・ 設備規則第49条の6の9に規定する技術基準(LTE/LTE-Advanced方式(FDD))を用いるもの
  - ・ 基地局のエントランス回線の伝送速度が、基地局の無線設備側の伝送速度と同等以上
  - ・ 次のいずれか(110Mbps超の伝送速度を実現可能なシステム)に該当
    - 指定済周波数(5MHz幅)を使用し、8x8 MIMO以上に対応していること
    - 指定済周波数(10MHz幅)を使用し、4x4 MIMO以上に対応していること
    - 指定済周波数(15MHz幅、20MHz幅又は25MHz幅)を使用し、2x2 MIMO以上に対応していること
    - 指定済周波数(30MHz幅以上)を使用すること(2以上の空中線を使用する場合は2x2 MIMO以上に対応していること)

## ウ 「三3 電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保」について

- 電気通信設備(無線設備を含みます。)の運用・保守・管理について、例えば組織・拠点等の体制、実施の方法等に留意し、具体的に記載してください(免許規則別表第5号の7注10(1)。また、技術要員の確保について、例えば必要な要員数の見積りを明らかにし、その確保の見通し等に留意し、具体的に記載してください。
- 障害時の対応については、開設指針別表第一の三五に定められた事項として記載してください。

- 外部への委託・請負等を実施する場合は、例えば委託・請負先業者、当該業者における実績、必要な技術要員の確保等に留意し、具体的に記載してください。
- 内部規程等の添付をもって記載に代える場合は、その旨を記載の上、添付してください。

#### エ 「三4 電気通信主任技術者の選任及び配置等」について

- 無線従事者の配置方針（免許規則第25条の4第2項第3号）、及び、電気通信主任技術者の選任・配置方針について記載してください。
- 既に無線従事者・電気通信主任技術者を有している場合は、資格※及び人数を記載してください（免許規則別表第5号の7注11）。また、例えば配置場所が複数である場合は、配置場所ごとに記載し、人数を重複計上している場合は、実人数と延人数について明確となるようにする等、留意してください。  
※ 無線従事者にあつては、第1級総合無線通信士・第2級総合無線通信士、第1級陸上無線技術士、第2級陸上無線技術士、第1級陸上特殊無線技士を、電気通信主任技術者にあつては、伝送交換・線路を区別してください。
- 当該無線従事者・電気通信主任技術者を申請時点で有していない場合、及び、今後の拡充を行う場合は、例えば確保を行う時期・人数、資格取得に向けた教育・訓練等に留意し、計画と見通しを記載してください。

#### オ 「三5 電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策」について

- 障害時の対応について、例えば組織・拠点等の体制、対応の方法等に留意し、具体的に記載してください（免許規則別表第5号の7注10(1)）。
- 地震・津波等の災害及び事故の発生において、設備障害・通信輻輳を、防止・最小化するための措置に関して、具体的に記載してください（開設指針別表第二の四）。
- なお、事故の発生に対する措置については、重大な事故（電気通信事業法施行規則第58条に規定する重大な事故）の発生の防止についても留意するほか、これまでに重大な事故の発生がある場合には事故への対応策等にも留意し、記載してください。
- 内部規程等の添付をもって記載に代える場合は、その旨を記載の上、添付してください。
- ここでの記載内容は、競願時の審査事項として用います（開設指針別表第三の一4）。この審査においては、次の観点から評価を行うので、それぞれの観点における計画内容（例えば、事故の事前防止（設備面、管理・運用面での対策）、事故発生時の対応（復旧対応、利用者への情報提供等）、事故収束後の対応（事故原因の分析・再発防止策の検討）及び実施時期が具体的かつ明確となるように留意して記載してください。なお、計画は特定基地局の無線設備だけでなく、特定基地局に係る電気通信設備全体について記載してください。
  - ・人為ミスの防止（電気通信設備の設計、工事、維持及び運用を行う場合にデータの誤入力又は誤設定その他の誤りが容易に生じないための対策）
  - ・設備容量の確保（トラヒック又は制御信号の増加を考慮した設備量を確保するための対策）
  - ・ソフトウェアのバグの防止（ソフトウェアのバグによる障害の対策）
  - ・その他電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策
- 記載に当たっては、「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」の報告書（平成25年11月5日報道発表）（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban05\\_02000059.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban05_02000059.html)）に記載された内容を参考にしてください。

## (4)「四 財務的基礎に関する事項」について

### ア 共通の注意事項

- 年度ごとの記載を要する部分については、特段の記載のない限り、平成26年度から平成31年度までとしてください（開設指針別表第一の一）。
- 既に移動体通信事業を行っている者が、特定基地局を用いる電気通信事業を既存の電気通信事業と一体的に運営する等により、財務的基礎に関する事項を特定基地局部分のみ分離することが容易でない場合は、特段の記載のある場合を除いて、移動体通信事業全体として記載して構いません。（既存事業者において既に使用している周波数と、今回割当てを希望する周波数とを特に区別せず運用する場合は、特段の記載のない限り全ての周波数共通での電気通信事業について記載してください。）

### イ 「四1 電気通信事業により生ずる収益」について

- 電気通信事業により生じる収益の見通しを年度ごとに記載するとともに、その根拠として例えば契約者当たりの平均利用単価（ARPU）について、次の事項を記載してください。
  - ・ ARPUの、年度ごとの見通しと、その算出根拠を具体的に記載してください。
  - ・ 提供するサービス種類により複数のARPUが存在する場合は、契約数についても当該ARPUの区分ごとに記載してください。
- 契約数×ARPU以外に電気通信事業の営業収益がある場合は、その内容及び根拠を具体的に記載してください。

### ウ 「四2 電気通信役務の契約数」について

- 契約数（利用者数）について、年度ごとの見通しと、その算出根拠を具体的に記載してください。
- ここでの年度は、平成26年度から、業務開始の日以降5年以内の日を含む年度までとしてください（免許規則別表第5号の7の2(3)）。
- 契約数は万の単位（1万未満の場合は有効数字1桁以上）で記載してください。

### エ 「四3 特定基地局に係る設備投資の額その他当該電気通信事業に要する費用」について

- 電気通信事業に要する費用に関して、年度ごとの見通しとその算出根拠を記載してください。その際、特定基地局に係る設備投資の額が明らかとなるように計画を策定してください。
- 特定基地局に係る設備投資の額については、例えば次の点に留意し、記載してください。
  - ・ 算出根拠の明確化（基地局設備と基地局設備以外の区分、なお、基地局設備以外については、更に交換設備・伝送設備・情報システム・研究開発等の区分）
  - ・ 全体の設備投資額と、特定基地局に関する設備投資額との区別
  - ・ 機械類については、単価及び台数（単価が変動する場合はその理由）
- 電波利用料については、電波法に従い費用を算出し、記載してください。基地局等の電波利用料は以下のとおりです。なお、開設計画の記載を簡単にするため、平成29年度以降も現在の料額である前提で費用を算出してください（ただし、実際の法令の適用は異なることがあります）。
  - ・ 基地局等が広域専用電波（3GHz以下）の周波数及び3GHzを超え6GHz以下の周波数の電波を使用する個別免許（1局）の場合、64,000円（法第103条の2第1項並びに法別表第6の2の項及び備考8）
  - ・ 基地局等が広域専用電波（3GHz以下）の周波数を使用せず、3GHzを超え6GHz以下の周波数の電波のみを使用する個別免許（1局）の場合、64,300円（法別表103条の2第1項及び法別表

6の2の項)

- 上記以外の電気通信事業の営業費用について、その内容及び根拠を具体的に記載してください。

**オ 「四4 電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保」について**

- 開設指針別表第一の四3に定められた事項として記載した費用に充てる資金の確保計画を記載するとともに、その確実性等の根拠となる次の資料を添付等してください。
- 申請者が保有する資金、例えば利益剰余金等の内部留保について明らかにするとともに、申請者及び申請者に対する主な出資者の財務諸表等を添付してください（開設指針別表第一注1）。
- 株式・社債等を発行して資金を調達する場合は、例えば調達の実績、社債等の格付け、引受先との協議状況等に留意し、記載するとともに、例えば株式引受承諾書や社債申込証の写し等の関係書類を添付してください。
- 金融機関等からの資金借入や設備ファイナンスにより資金を調達する場合は、例えば融資証明書等を添付してください。なお、その際は次の点に留意してください。
  - ・融資金額、支払い条件（支払猶予期間の有無や、支払年数等）の明記
  - ・金融機関等においてその金額の融資等を行う権限がある者の押印・署名等
  - ・金融機関等の問合せ先（電話・メールアドレス等）の明確化

**カ 「四5 電気通信事業に係る損益及びキャッシュ・フロー」について**

- 電気通信事業に係る損益計算書（様式4Aを参考としてください。）及びキャッシュ・フロー計算書（様式4Bを参考としてください。）を、年度ごとに記載してください。
- 記載に当たっては、開設指針別表第一の四1から3までに定められた事項として記載した内容を踏まえて、補足すべき事項がある場合は具体的に記載してください。
- 記載される計画において、損益として、営業利益を生じている年度が1年度以上存在することが必要です（開設指針別表第二の五）。

**(5)「五 業務執行体制の整備に関する事項」について**

**ア 共通的注意事项**

- 申請者が行う電気通信事業（移動体通信事業）の運営に関する事項を対象とし、業務委託先等の申請者以外の者に対する対応にも留意して記載してください。
- 各項目での体制の整備の記載に当たって、内部規程等が存在する場合は、添付してください（開設指針別表第一注2から注4まで）。また、規程の整備を今後行うこととする場合は、その整備時期についても留意した計画を記載してください。

**イ 「五1 法令遵守のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備」について**

- 法令遵守（コンプライアンス）のための対策、及びその対策を実施するための体制の整備について、例えば組織の設置、研修・教育の実施、通報窓口の設置等に留意し、具体的に記載してください。
- これまでに法令遵守に関する重大な事案があった場合は、当該事案への対応についても留意して記載してください。

## ウ 「五 2 個人情報保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備」について

- 個人情報保護のための対策、及びその対策を実施するための体制の整備について、例えば組織の設置、研修・教育の実施、相談窓口の設置等に留意し、具体的に記載してください。
- これまでに個人情報保護に関する重大な事案があった場合は、当該事案への対応についても留意して記載してください。
- 記載に当たっては、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）（[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/d\\_syohi/telecom\\_perinfo\\_guideline\\_intro.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html)）」を踏まえたものとしてください。

## エ 「五 3 電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備」について

- 次の事項等に関して、電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策、及びその対策を実施するための体制の整備について、例えば組織の設置、研修・教育の実施、対応窓口の設置等に留意し、具体的に記載してください。
  - ・ 電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せに対する適切かつ迅速な処理を行うこと
  - ・ 広告表示において通信速度、当該通信速度に対応する電気通信役務の提供区域（例えば複数の通信速度があるときのそれぞれのカバーエリア等）その他の電気通信役務の内容を利用者に明確に伝えること
- これまでに電気通信事業の利用者の利益の保護に関する重大な事案があった場合は、当該事案への対応についても留意して記載してください。

## (6)「六 混信等の防止に関する事項」について

### ア 共通の注意事項

- 特定基地局の設置にあたっては、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に定めるところにより、隣接国に設置された固定衛星業務を行う地球局との間で国際調整が必要になる可能性があります。想定される対象設備等の情報については、問合せ先までお問い合わせください。
- 北海道（石狩郡当別町弁華別）、青森県（むつ市大湊大近川）、秋田県（男鹿市男鹿中）、福島県（双葉郡川内村上川内）、新潟県（佐渡市金井新保）、石川県（輪島市河井町）、三重県（津市榊原町）、京都府（京丹後市丹後町袖志）、佐賀県（神崎市背振町服巻）、鹿児島県（薩摩川内市下甕町長浜）及び沖縄県（糸満市与座）に設置された無線設備から、特定基地局が混信を受けるおそれがあります。

### イ 「六 1 既設の無線局等の運用等を阻害する混信等を防止するための対策及び体制」について

- 次の事項を阻害するような混信等を防止するための技術の具体的内容を記載してください。
  - ・ 3,480～3,600MHzの周波数を使用して宇宙無線通信の業務を行う地球局の運用
  - ・ 上記以外の既設の無線局（予備免許を受けているものを含みます。）の運用
  - ・ 法第56条第1項に規定する指定を受けている受信設備※の運用（※45ページ参照）
  - ・ 電波の監視
- 記載に当たっては、例えば、技術能力・作業人員の確保等の計画実施の確実性に留意してください。
- 開設計画においては、混信等防止の対応窓口の設置に関する計画に加え、次の例を参考として電



波干渉を改善するための措置に関する計画を含むようにしてください（開設指針別表第二の七1）。

- ・ 特定基地局の設置前に、設置に関する協議を実施すること
- ・ 特定基地局の設置の際に、無線設備へフィルタを追加すること
- ・ 特定基地局の設置の際に、無線局の設置場所・空中線指向方向の調整を実施すること

- 特に3,480～3,600MHzの周波数を使用して宇宙無線通信の業務を行う無線局（インテルサット地球局等）の運用に対し、具体的な混信防止対策を講じる必要があります（開設指針第六項第8号）。例えば情報通信審議会情報通信技術分科会携帯電話等高度化委員会報告（平成25年7月8日）において例示されている離隔距離の確保やサイトシールドディングの適用等、第4世代移動通信システムの運用に関し、干渉が許容値を超えないような対策について、具体的な計画を記載してください。
- 学術資料等の添付をもって記載に代える場合は、その旨を記載し、添付してください。
- 3,480～3,600MHzの周波数の電波を使用して宇宙無線通信の業務を行う地球局は以下のとおりです。

免許人名	受信周波数	設置場所の緯度	設置場所の経度	通信の相手方
KDDI株式会社	3400～4200MHz	34.215556	131.556944	インテルサットIS-10号人工衛星（東経68.5度）及びインテルサットIS-20号人工衛星
KDDI株式会社	3599～4200MHz	34.217500	131.556389	東経60度から東経180度の間に位置する静止軌道上の衛星
KDDI株式会社	3599～4200MHz	34.217778	131.556111	東経60度から東経180度の間に位置する静止軌道上の衛星
KDDI株式会社	3599～4200MHz	34.215833	131.555556	東経60度から東経180度の間に位置する静止軌道上の衛星

#### ウ 「六2 他の認定開設者の無線局の運用を阻害する混信等の防止」について

- 認定後に他の全ての認定開設者の合意を得たうえで、共同して開設指針別表第一の六2に定める調整等を行うことを記載（宣言）してください。
- 他の認定開設者の無線局の運用を阻害する混信等を防止する計画について、具体的な内容を記載してください。
- 他の認定開設者の無線局の運用を阻害する混信等を防止する計画が同期をとることである場合は、次の点について記載してください。
  - ・ 10ミリ秒のフレーム内での基地局と陸上移動局の送信上下比率等、フレーム構成が明らかになるように留意しながら記載してください。
  - ・ 基地局と陸上移動局について、送信時刻（いわゆる同期タイミング）を、他の認定開設者の基地局と陸上移動局との同期方法にも留意しながら記載してください。
  - ・ 他の認定開設者の基地局と陸上移動局と送信時刻等が異なる場合に同期をとるための調整等、具体的な内容について記載してください。
- 標準化文書等の技術資料の添付による補足する場合は、当該文書の該当部分が明らかとなるようにしてください。
- フレーム構成及び送信時刻を、認定の有効期間中に変更することを予定している場合は、変更予定時期、理由等を含め、変更前後の値をそれぞれ記載してください。

## エ 「六三 第六項第十号に定める体制の整備」について

- 認定後に他の全ての認定開設者の合意を得たうえで、共同して開設指針別表第一の六三（開設指針第六項第十号）に定める体制の整備等を行うことを記載（宣言）してください。
- 宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備の運用に支障を与えるおそれのある旨の周知については、例えば、開始する時期・期間、周知する内容、周知手段などに留意し、具体的な計画を記載してください。
- 受信設備を設置している者からの問合せに対応するための窓口の設置については、例えば、窓口の設置時期、規模、運営方法、要員の確保方法、要員に対する研修方法、想定される問合せとその対応方針などに留意し、具体的な計画を記載してください。

## (7)「七 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項」について

### ア 「七1 特定基地局の利用を促進するための計画」について

- 既存事業者以外の者に対する、電気通信役務の提供又は電気通信事業者間の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画を具体的に記載してください。なお、電気通信役務の提供には、卸電気通信役務（MVNO）によらずに、利用者に直接に電気通信役務を提供することを含みます。
- ここでの記載内容は、競願時の審査事項として用います（開設指針別表第三の一五）。この審査においては、既存事業者及び広帯域移動無線アクセスシステム事業者を除く者に対する、次の観点から評価を行うので、それぞれの観点における計画内容及び実施時期が具体的かつ明確となるように留意して記載してください。
  - ・サービス提供方法の多様性
  - ・サービス提供対象者の多数性

### イ 「七2 通信量需要に応じた多様な料金設定に関する計画」について

- 利用者の通信量の需要に応じた多様な料金設定に関する計画を具体的に記載してください。
- 記載に当たっては、「ICTサービス安心・安全研究会」での議論を踏まえ、具体的な料金プランの設定について、次の点に留意し、設定の根拠や考え方とともに記載してください。
  - ・データ通信量に応じた多段階のプランが設定されていること
  - ・データ通信量の平均値や分布を勘案すること
- 3. 9世代移動通信システムや第4世代移動通信システム等のスマートフォンのデータ通信サービスを中心に記載してください。また、第3世代移動通信システムに関する計画がある場合は、その計画を具体的に記載してください。

## (8)「八 電波の能率的な利用の確保に関する事項」について

### ア 共通の注意事項

- 開設指針別表第一の八2から8までに定められた事項については、既存事業者のみが対象ですので、それ以外の者は記載する必要はありません。
- 学術資料等の添付をもって記載に代える場合は、その旨を記載し、添付してください。

## イ 「八1 特定基地局の電波の能率的な利用を確保するための技術の導入」について

- 特定基地局の無線設備に用いる電波の能率的な利用を確保するための技術（適応多値変調及びキャリアアグリゲーション技術など）について、その技術・方策の導入時期に留意し、記載してください（開設指針第五項）。
- 次の観点における計画内容及び導入時期が具体的かつ明確となるように留意して記載してください。
  - ・ 特定基地局の無線設備の高速化技術（例えばMIMO等）の導入
  - ・ 特定基地局のスループット改善技術（例えばCoMP、HetNet等）の導入
  - ・ その他の特定基地局において電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

## ウ 「八2 指定済周波数における電波の能率的な利用を確保するための技術の導入」について

- 次の観点における計画内容及び導入時期が具体的かつ明確となるように留意して記載してください。
  - ・ 指定済周波数を使用する基地局の無線設備の高速化技術（例えばMIMO等）の導入
  - ・ 指定済周波数を使用する基地局のスループット改善技術（例えばCoMP、HetNet等）の導入
  - ・ その他の指定済周波数において電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

## エ 「八3 指定済周波数における人口カバー率」について

- 指定済周波数におけるエリア展開の方針等を記載するとともに、様式1Bを参考として、年度末ごと（平成26年度末～平成31年度末）・都道府県ごとの無線局の開設数に関する計画を、また、様式1C及び様式1Dを参考として、年度末ごと（平成26年度末～平成31年度末）・メッシュごとの人口カバー率に関する計画を、それぞれ次の区分ごとに記載してください。
    - ①指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局※（別表第三の一七（一）関係）
    - ②指定済周波数を使用する4G基地局（別表第三の一七（二）関係）
- ※ 指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局は、いずれも屋内等に設置するものを除きます。
- 計画には、可能な限り、無線局の種別（基地局及び陸上移動中継局）ごと、通信方式及びチャンネル間隔（20MHz幅や40MHz幅）ごとの内数についても記載してください。
  - 計画において、都道府県間や年度間に著しい差がある場合は、その理由等について具体的に記載するように留意してください。
  - 人口カバー率の算出に当たっては第4章3を参考にしてください。
  - ここで記載した人口カバー率の値は、競願時の審査事項として用います（開設指針別表第三の一七）。この審査においては、平成30年度末の全国の人口カバー率を使用し、この際、95%を超え100%以下、90%を超え95%以下、85%を超え90%以下、…のように5%単位の区分の中の人口カバー率は同じ値とみなされます。

## オ 「八4 携帯無線通信を利用することが困難な地域における基地局の整備」について

- 不感地域における、指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）の設置によるエリア展開の方針等を記載するとともに、様式1Fを参考として、年度末ごと（平成26年度末～平成31年度末）・不感地域の集落ごとのエリア化に関する計画を次の区分ごとに記載してください。
  - ①指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）

②特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）

※ ①と②が同じ場合は、その旨を記載することにより②の記載を省略して構いません。

- 計画において、年度間に著しい差がある場合は、その理由等について具体的に記載するように留意してください。
- 様式1Fの集計結果として、様式1Gを参考として、特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）の設置により、エリア化が図られる不感地域の集落の居住人口を記載してください。
- 様式1Gにより記載した、エリア化が図られる不感地域の集落の居住人口の合計は、競願時の審査事項として用います（開設指針別表第三の一八）。なお、当該居住人口の審査は100人単位で評価することから、100人を超え200人以下、200人を超え300人以下、…は同じ値と見なされます。
- 不感地域における「エリア化」とは、不感地域の集落ごとの全ての居住者において通信の利用が可能になることをいいます。当該不感地域の集落ごとの一部の居住者のみが利用可能になる場合はエリア化とされませんので留意してください。
- 不感地域に該当するメッシュ・コード及び当該地域の居住人口（様式1F）として、「携帯電話等エリア整備事業」の実施のため用いられているデータを提供することが可能ですので、必要な方は問合せ先まで連絡ください。なお、不感地域は、「携帯電話等エリア整備事業」の補助対象地域であり、補助金の活用が可能ですが、原則として、自主事業で解消することを前提に計画を記載してください。
- 提供する不感地域に関するデータは、地方公共団体からの申告を基礎として作成しています。申請者（既存事業者）が既に広報等においてエリアになっているとしている地域が含まれる場合がありますが、開設計画の記載に当たっては、各不感地域の集落において、当該集落の全ての居住者において通信の利用が可能になることを確認するようにしてください。

#### カ 「八五 別表第三の二に定めるカバー率」（面積カバー率）について

- 特定基地局又は指定済周波数を使用した基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）の設置によるエリア展開方針等を記載するとともに、様式1Hを参考として、年度末ごと（平成26年度末～平成31年度末）・メッシュごとのカバー率に関する計画を次の区分ごとに記載してください。
  - ①特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）
  - ②指定済周波数を使用した基地局又は陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）
  - ③特定基地局又は指定済周波数を使用した基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）
- ※ ②と③が同じ場合は、その旨を記載することにより③の記載を省略して構いません。
- メッシュごとのカバー率に関する計画の記載に当たっては、第4章3を参考として、エリア化の有無にかかわらず、我が国の陸上に係る全てのメッシュについて記載してください。
- 様式1Hの集計結果として、様式1Dを参考として、年度末ごと（平成26年度末～平成31年度末）・都道府県ごとの特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）の面積カバー率に関する計画を記載してください。
- ここに記載した面積カバー率は、競願時の審査事項として用います（開設指針別表第三の二）。この審査においては、平成30年度末の面積カバー率を使用し、この際、95%を超え96%以下、97%を超え98%以下、…のように1%単位の区分の中の面積カバー率は同じ値と見なされます。

- なお、様式1Dでの「面積カバー率」は、実面積の比率ではなく、メッシュの数の比率をいいます（開設指針別表第三の二）。

#### キ 「八六 他の既存事業者の周波数を利用する計画」について

- いわゆる異免許人間通信の形態により、他の既存事業者の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局を一体的に運用する計画がある場合は、当該他の既存事業者名、利用する周波数帯及び周波数幅、提供サービスの形態（例：自社の3Gエリアを補完）などについて具体的に記載してください。
- 当該計画がない場合は、「異免許人間通信の形態により、他の既存事業者の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局を一体的に運用する計画はありません。」等と記載してください。

#### ク 「八七 他の既存事業者により周波数が利用される計画」について

- いわゆる異免許人間通信の形態により、申請者の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局を、他の既存事業者が一体的に運用する計画がある場合は、当該他の既存事業者名、利用する周波数帯及び周波数幅、提供サービスの形態（例：他の既存事業者の3Gエリアを補完）などについて具体的に記載してください。
- 当該計画がない場合は、「異免許人間通信の形態により、申請者の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局を、他の既存事業者が一体的に運用する計画はありません。」等と記載してください。

#### ケ 「八八 他の既存事業者又はBWA事業者の陸上移動局の無線設備と同一の筐体に収められている無線設備を使用する当該申請者の陸上移動局を通信の相手方とする通信を行う計画」について

- 他の既存事業者又はBWA事業者といわゆる二重免許の形態により周波数を一体的に運用する計画がある場合は、その事業者、周波数帯及び周波数幅、提供サービスの形態（例：同一筐体にBWA無線設備を搭載することで高速データ通信を実現）などについて具体的に記載してください。
- 当該計画がない場合は、「二重免許の形態により、他の既存事業者又はBWA事業者と周波数を一体的に運用する計画はありません。」等と記載してください。

### (9)「九 申請者の条件に関する事項」について

- 開設指針別表第二の十の要件に適合している場合は、「開設指針別表第二の十の要件に適合しています。」等と記載してください。なお、開設指針別表第二の十の要件とは、具体的には、次のとおりです（開設指針別表第二の十）。

- ・ 申請者が申請を行っている法人又は団体の役員ではないこと
- ・ 申請者と次の者が申請を重複して行っていないこと

－申請者自身

－申請者の役員（役員に相当する者を含みます。）

－申請者の関連会社（子法人等・親法人等・親法人等の子法人等）

※ 子法人等・親法人等・親法人等の子法人等をまとめて「関連会社」としています。子法人等とは、法人又は団体がその議決権の3分の1以上を保有する他の法人又は団体をいい、法人若しくは団体（以下この文において「法人等」といいます。）及びその子法人等又は法人等の子法人等がその議決権の3分の1以上を保有する他の法人又は団体は、当該法人等の子法人等とみなします（開設指針第一項第8号）。親法人等は、子法人等の逆の関係です（開設指針第一項第9号）。

－法人又は団体の議決権の総数に対する申請者又は申請者の関連会社が保有している議決権の数の合計の割合が5分の1を超え3分の1未満であって、次のいずれかに該当する者

- ▶当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第1位である場合の当該法人若しくは団体又はその子法人等
- ▶当該法人若しくは団体又はその子法人等との間において周波数を一体的に運用する計画※を有する場合の当該運用に係る当該法人若しくは団体又はその子法人等
  - ※ 開設指針別表第一の八6から8までに定める計画をいいます。
- －申請者又は申請者の親法人等の議決権の総数に対する法人若しくは団体又はその関連会社が保有している議決権の数の合計の割合が5分の1を超え3分の1未満である場合であつて、次のいずれかに該当する者
  - ▶当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第1位である場合の当該法人若しくは団体又はその関連会社
  - ▶当該法人若しくは団体又はその関連会社との間において周波数を一体的に運用する計画を有する場合の当該運用に係る当該法人若しくは団体又はその関連会社
  - －申請者の代表権を有している者が、代表権を有する役員を兼任している法人又は団体
  - －申請者の役員の総数の2分の1超を自己の役職員が兼任している法人又は団体
  - －申請者の役職員が、役員の総数の2分の1超を兼任している法人又は団体
- 次の書類を添付してください（開設指針別表第一の注5、注6）。
  - ・申請者が法人又は団体である場合は、申請者の役員（役員に相当する者を含みます。）の氏名を示す書類（役員名簿等）
  - ・申請者の役員が他の法人又は団体の役職員である場合は、当該法人又は団体の名称を示す書類
  - ・申請者の議決権を保有する法人又は団体の名称とその保有割合及び別表第二の十4（一）から（三）までに掲げる者の名称を示す書類※
  - ※ 当該書類が大部に及ぶ場合、開設指針別表第二の十の要件に該当する他の申請者がいない旨を記載した書類を申請受付後に提出することをもって代えることを可としますので、その旨を記載してください（本認定への申請者については申請受付後に公表する予定です。）。
- 開設指針別表第二の十の要件に適合していない場合は認定を行うことができません。

**（10）「十一から九までに定めるもののほか、本開設指針に定められた事項に関する申請者のこれまでの取組の実績並びに計画及びその根拠」について**

- 申請者が、他の申請者（申請者と地域ごとに連携する者）と連携して認定の申請を行い、これらを一の申請とみなすことを希望する場合（開設指針第六項第2号）は、その旨を記載してください。
- その他、開設指針に係る事項があれば記載してください。

# 第3章 様式

## 1 様式1A（開設指針別表第一の一1（免許規則別表）関係）

地域コード	都道府県	市区町村名	基地局（各年度末）						陸上移動中継局（各年度末）						
			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
01201	北海道	札幌市	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
01202	北海道	函館市	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
01203	北海道	小樽市	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
01204	北海道	旭川市	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
01205	北海道	室蘭市	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
01206	北海道	釧路市	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
01207	北海道	帯広市	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***

01691	北海道	別海町	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
01692	北海道	中標津町	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
01693	北海道	標津町	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
01694	北海道	羅臼町	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
02201	青森県	青森市	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
02202	青森県	弘前市	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
02203	青森県	八戸市	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
02204	青森県	黒石市	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
02205	青森県	五所山原市	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***

47360	沖縄県	伊是名村	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
47361	沖縄県	久米島町	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
47362	沖縄県	八重瀬町	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
47375	沖縄県	多良間村	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
47381	沖縄県	竹富町	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
47382	沖縄県	与那国町	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
		全国	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***

注1 市区町村は、平成22年度国勢調査における市町村及び特別区を記載してください。

注2 整理のため、可能な限り地域コードを付してください。

注3 年度末の開設数は、前年度の開設数に、当該年度の開設数を加えた数（累計数）を記載してください。

## 2 様式1B（開設指針別表第一の一1及び八3関係）

コード	都道府県等 (総合通信局)	平成26 年度末	平成27 年度末	平成28 年度末	平成29 年度末	平成30 年度末	平成31 年度末
01	北海道	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
J	北海道総合通信局	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
02	青森県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
03	岩手県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
04	宮城県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
05	秋田県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
06	山形県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
07	福島県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
I	東北総合通信局	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
08	茨城県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
09	栃木県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
10	群馬県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
11	埼玉県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
12	千葉県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
13	東京都	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
14	神奈川県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
19	山梨県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
A	関東総合通信局	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
15	新潟県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
20	長野県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
B	信越総合通信局	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
16	富山県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
17	石川県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
18	福井県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
D	北陸総合通信局	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
21	岐阜県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
22	静岡県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
23	愛知県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
24	三重県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
C	東海総合通信局	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
25	滋賀県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
26	京都府	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
27	大阪府	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
28	兵庫県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
29	奈良県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
30	和歌山県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
E	近畿総合通信局	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
31	鳥取県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
32	島根県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
33	岡山県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
34	広島県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
35	山口県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
F	中国総合通信局	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
36	徳島県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
37	香川県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
38	愛媛県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
39	高知県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
G	四国総合通信局	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
40	福岡県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
41	佐賀県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
42	長崎県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
43	熊本県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
44	大分県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
45	宮崎県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
46	鹿児島県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
H	九州総合通信局	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
47	沖縄県	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
O	沖縄総合通信事務所	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***
	全国	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***	** , ***

注1 年度末の開設数は、前年度の開設数に、当該年度の開設数を加えた数（累計数）を記載してください。

注2 標題として、「特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）」、「特定基地局（屋内等に設置するものに限る。）」若しくは「高度特定基地局」又は「指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局（別表第三の一七（一）関係）」若しくは「指定済周波数を使用する4G基地局（別表第三の一七（二）関係）」のいずれかを記載してください。なお、「特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）」に係る開設数については、屋内等をエリア化するためのものがあれば、その数分かるよう、再掲等により記載してください。



### 3 様式 1 C (開設指針別表第一の一4 及び八3 関係)

meshcode	regioncode	areacode	population	FY26	FY27	FY28	FY29	FY30	FY31
362257353	0	47382	54	0	0	0	1	1	1
362257372	0	47382	2	0	0	0	0	0	0
362257381	0	47382	85	0	1	1	1	1	0

684201204	J	01511	1	0	0	0	0	0	0
684210022	J	01511	22	0	0	0	1	1	1
684210024	J	01511	9	0	1	1	1	1	1

注1 最左列から順に、メッシュ・コード、総合通信局コード、市町村（特別区を含む。）別の地域コード、人口を記載し、次列からは、各メッシュ・各年度末において、エリアカバーされている場合は「1」を、エリアカバーされていない場合は「0」を記載してください。

注2 平成 22 年度国勢調査により人口がないメッシュについては記載する必要はありません。

注3 電子データにより提出する際は、ASCII 文字の csv 形式のファイルとしてください。

注4 「特定基地局（置内等に設置するものを除く。）」及び「高度特定基地局」並びに「指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局（別表第三の一7（一）関係）」及び「指定済周波数を使用する 4G 基地局（別表第三の一7（二）関係）」に関する計画は、それぞれは別のファイルとし、ファイル名にはどの人口カバー率に関するデータか明記してください。

#### 4 様式1D（開設指針別表第一の一4、八3及び八5関係）

コード	都道府県等 (総合通信局)	平成26 年度末	平成27 年度末	平成28 年度末	平成29 年度末	平成30 年度末	平成31 年度末
01	北海道	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
J	北海道総合通信局	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
02	青森県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
03	岩手県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
04	宮城県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
05	秋田県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
06	山形県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
07	福島県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
I	東北総合通信局	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
08	茨城県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
09	栃木県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
10	群馬県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
11	埼玉県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
12	千葉県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
13	東京都	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
14	神奈川県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
19	山梨県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
A	関東総合通信局	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
15	新潟県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
20	長野県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
B	信越総合通信局	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
16	富山県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
17	石川県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
18	福井県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
D	北陸総合通信局	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
21	岐阜県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
22	静岡県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
23	愛知県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
24	三重県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
C	東海総合通信局	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
25	滋賀県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
26	京都府	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
27	大阪府	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
28	兵庫県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
29	奈良県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
30	和歌山県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
E	近畿総合通信局	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
31	鳥取県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
32	島根県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
33	岡山県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
34	広島県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
35	山口県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
F	中国総合通信局	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
36	徳島県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
37	香川県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
38	愛媛県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
39	高知県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
G	四国総合通信局	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
40	福岡県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
41	佐賀県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
42	長崎県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
43	熊本県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
44	大分県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
45	宮崎県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
46	鹿児島県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
H	九州総合通信局	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
47	沖縄県	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
0	沖縄総合通信事務所	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%
	全国	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%	**.*%

注1 人口カバー率を記載するものにあつては、標題として、「特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）」若しくは「高度特定基地局」又は「指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局（別表第三の一7（一）関係）」若しくは「指定済周波数を使用する4G基地局（別表第三の一7（二）関係）」のいずれかを記載してください。

注2 面積カバー率を記載するものにあつては、標題として、「別表第三の二関係の面積カバー率」を記載してください。

## 5 様式1E（開設指針別表第一の一2関係）

都道府県名	市区町村名	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	平成31年度末
東京都	千代田区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
東京都	中央区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
東京都	港区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
東京都	新宿区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
東京都	文京区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
東京都	台東区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
東京都	墨田区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
東京都	品川区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
東京都	目黒区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
東京都	渋谷区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
東京都	中野区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
東京都	豊島区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
東京都		*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
神奈川県	横浜市西区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
神奈川県		*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
愛知県	名古屋市東区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
愛知県	名古屋市中村区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
愛知県	名古屋市中区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
愛知県		*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
京都府	京都市中京区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
京都府	京都市下京区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
京都府		*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
大阪府	大阪市都島区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
大阪府	大阪市福島区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
大阪府	大阪市西区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
大阪府	大阪市天王寺区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
大阪府	大阪市浪速区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
大阪府	大阪市阿倍野区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
大阪府	大阪市北区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
大阪府	大阪市中央区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
大阪府		*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
福岡県	福岡市中央区	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
福岡県		*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***
全国		*,***	*,***	*,***	*,***	*,***	*,***

注1 年度末の開設数は、前年度の開設数に、当該年度の開設数を加えた数（累計数）を記載してください。

注2 標題として、「高度特定基地局（特定ひっ迫地域に設置するものに限る。）」を記載してください。

## 6 様式 1 F（開設指針別表第一の一 3 及び八 4 関係）

地域コード	都道府県名	市町村名	集落コード	不感地域の 居住人口	FY26	FY27	FY28	FY29	FY30	FY31
1234	北海道	〇〇村	01234A01	1	0	0	0	1	1	1
1234	北海道	〇〇村	01234A02	2	0	1	1	1	1	1
1234	北海道	〇〇村	01234A03	3	0	0	1	1	1	1
47890	沖縄県	△△町	47890A02	7	0	0	0	1	1	1
47890	沖縄県	△△町	47890A03	8	0	0	0	1	1	1
47890	沖縄県	△△町	47890A04	9	0	0	0	0	0	1

- 注 1 最左列から順に、市町村（特別区を含む。）別の地域コード、都道府県名、市町村名、集落コード（集落ごとに一意の値）、不感地域の居住人口を記載し、次列からは、各集落・各年度末において、エリア化されている場合は「1」を、エリア化されていない場合は「0」を記載してください。
- 注 2 不感地域に該当するメッシュ・コード及び当該地域の居住人口（様式 1 F）として、「携帯電話等エリア整備事業」の実施のため用いられているデータを提供することが可能です。必要な方は問合せ先まで連絡ください。なお、当該データは、地方公共団体からの申告を基礎として作成していますので、地域コード（都道府県名・市町村名）及び不感地域の居住人口が、様式 1 C 及び様式 1 H と整合しない場合があります。
- 注 3 電子データにより提出する際は、ASCII 文字（英数字に限る。）の csv 形式のファイルとしてください。
- 注 4 「特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）」、「高度特定基地局」、「指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局（別表第三の一 8 関係）」及び「特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）」に関する計画は、それぞれは別のファイルとし、ファイル名にはどのエリアカバーに関するデータか明記してください。

## 7 様式1G（開設指針別表第一の一3及び八4関係）

コード	都道府県等 (総合通信局)	平成26 年度末	平成27 年度末	平成28 年度末	平成29 年度末	平成30 年度末	平成31 年度末
01	北海道	***	***	***	***	***	***
J	北海道総合通信局	***	***	***	***	***	***
02	青森県	***	***	***	***	***	***
03	岩手県	***	***	***	***	***	***
04	宮城県	***	***	***	***	***	***
05	秋田県	***	***	***	***	***	***
06	山形県	***	***	***	***	***	***
07	福島県	***	***	***	***	***	***
I	東北総合通信局	***	***	***	***	***	***
08	茨城県	***	***	***	***	***	***
09	栃木県	***	***	***	***	***	***
10	群馬県	***	***	***	***	***	***
11	埼玉県	***	***	***	***	***	***
12	千葉県	***	***	***	***	***	***
13	東京都	***	***	***	***	***	***
14	神奈川県	***	***	***	***	***	***
19	山梨県	***	***	***	***	***	***
A	関東総合通信局	***	***	***	***	***	***
15	新潟県	***	***	***	***	***	***
20	長野県	***	***	***	***	***	***
B	信越総合通信局	***	***	***	***	***	***
16	富山県	***	***	***	***	***	***
17	石川県	***	***	***	***	***	***
18	福井県	***	***	***	***	***	***
D	北陸総合通信局	***	***	***	***	***	***
21	岐阜県	***	***	***	***	***	***
22	静岡県	***	***	***	***	***	***
23	愛知県	***	***	***	***	***	***
24	三重県	***	***	***	***	***	***
C	東海総合通信局	***	***	***	***	***	***
25	滋賀県	***	***	***	***	***	***
26	京都府	***	***	***	***	***	***
27	大阪府	***	***	***	***	***	***
28	兵庫県	***	***	***	***	***	***
29	奈良県	***	***	***	***	***	***
30	和歌山県	***	***	***	***	***	***
E	近畿総合通信局	***	***	***	***	***	***
31	鳥取県	***	***	***	***	***	***
32	島根県	***	***	***	***	***	***
33	岡山県	***	***	***	***	***	***
34	広島県	***	***	***	***	***	***
35	山口県	***	***	***	***	***	***
F	中国総合通信局	***	***	***	***	***	***
36	徳島県	***	***	***	***	***	***
37	香川県	***	***	***	***	***	***
38	愛媛県	***	***	***	***	***	***
39	高知県	***	***	***	***	***	***
G	四国総合通信局	***	***	***	***	***	***
40	福岡県	***	***	***	***	***	***
41	佐賀県	***	***	***	***	***	***
42	長崎県	***	***	***	***	***	***
43	熊本県	***	***	***	***	***	***
44	大分県	***	***	***	***	***	***
45	宮崎県	***	***	***	***	***	***
46	鹿児島県	***	***	***	***	***	***
H	九州総合通信局	***	***	***	***	***	***
47	沖縄県	***	***	***	***	***	***
0	沖縄総合通信事務所	***	***	***	***	***	***
	全国	***	***	***	***	***	***

注1 年度末のエリア化が図られる集落の居住人口は、前年度の当該居住人口に、当該年度の当該居住人口を加えた数(累計数)を記載してください。

注2 標題として、「別表第三の一8に関するエリア化が図られる集落の居住人口」を記載してください。

## 8 様式1H（開設指針別表第一の八5関係）

meshcode	areacode	FY26	FY27	FY28	FY29	FY30	FY31
362257353	47382	0	0	0	1	1	1
362257372	47382	0	0	0	0	0	0
362257381	47382	0	1	1	1	1	0

meshcode	areacode	FY26	FY27	FY28	FY29	FY30	FY31
684201204	01511	0	0	0	0	0	0
684210022	01511	0	0	0	1	1	1
684210024	01511	0	1	1	1	1	1

- 注1 最左列から順に、メッシュ・コード、市町村（特別区を含む。）別の地域コードを記載し、次列からは、各メッシュ・各年度末において、エリアカバーされている場合は「1」を、エリアカバーされていない場合は「0」を記載してください。
- 注2 メッシュ・コードはエリア化の有無にかかわらず、我が国の陸上に係る全てのメッシュについて記載してください。なお、総務省が提供するメッシュ・コードのデータについては、市町村地域コードの下3桁が000の市町村境界未確定地域に係るメッシュ・コードが含まれますが、様式1Dにおける面積カバー率の算出は都道府県単位であるため影響はありません。
- 注3 電子データにより提出する際は、ASCII文字のcsv形式のファイルとし、可能な限り単一のファイルにしてください。その際、メッシュデータは約152万行あるため、Microsoft Excelでの取扱上限（約105万行）を超えますので、操作ミス等によるデータ欠損にご注意ください。
- 注4 「特定基地局（別表第三の二関係）」、「指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局（別表第三の二関係）」及び「特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）」に関する計画は、それぞれは別のファイルとし、ファイル名にはどの面積カバー率に関するデータか明記してください。

## 9 参考（様式1関係 見取表）

	区分	単位	特定基地局				指定済周波数		
			FB	FBR	高度特定基地局	屋内設置	屋外設置	FB・FBR（屋外）	4G基地局
様式1A	市区町村	無線局数	免則 ○	免則 ○	×	×	×	×	×
様式1B	都道府県	無線局数	×	×	別表第一の-1 ○	別表第一の-1 ○	別表第一の-1 ○	別表第一の八3 ○	別表第一の八3 ○
様式1C	全国メッシュ	0 or 1	×	×	別表第一の-4 ○	×	別表第一の-4 ○	別表第一の八3 ○	別表第一の八3 ○
様式1D	人口加 <sup>ハ</sup>	百分率	×	×	別表第一の-4 ○	×	別表第一の-4 ○	別表第一の八3 ○	別表第一の八3 ○
	面積加 <sup>ハ</sup>	百分率	×	×	×	×	別表第一の八5 ○		×
様式1E	逼迫地域	無線局数	×	×	別表第一の-2 ○	×	×	×	×
様式1F	不感集落	0 or 1	×	×	別表第一の-3 ○	×	別表第一の-3 ○	別表第一の八4 ○	×
様式1G	都道府県	居住人口	×	×	×	×	別表第一の-3・八4 ○		×
様式1H	国土メッシュ	0 or 1	×	×	×	×	別表第一の八5 ○	別表第一の八5 ○	×

※青字は記載根拠となる事項

## 10 様式4A（開設指針別表第一の四五関係）

（単位：百万円）

科目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
営業収益						
電気通信事業営業収益						
データ伝送収入						
その他の収入						
附帯事業営業収益(注2)						
営業費用						
電気通信事業営業費用						
営業費(注3)						
施設保全費(注4)						
研究開発費						
減価償却費						
固定資産除却費						
通信設備使用料(注5)						
電波利用料						
その他(注6)						
租税公課(注7)						
附帯事業営業費用(注2)						
営業損益						
営業外損益(注8)						
特別損益(注9)						
法人税等(注7)						
当期損益						

注1 科目及び年度は計画の記載にあわせ変更して使用してください。なお、各科目にどのような内容を含んで損益計算を行ったのか明確となるよう、補足説明を併せて記載してください。

注2 端末販売・修理による収入や、端末調達による費用等を計上してください。

注3 人件費・家賃・光熱費・旅費等を計上してください。

注4 設備の修理による費用等を計上してください。

注5 通信設備に係る回線費用・家賃・光熱費・運用保守費等を計上してください。

注6 アクセスチャージ、成約手数料等を計上してください。

注7 租税公課は損金に算入できる租税公課を、法人税等はそれ以外を計上してください。

注8 受取利息・配当金による収入や、支払利息による費用等を計上してください。

注9 特別損失・特別利益等が予定されている場合は計上してください。

## 11 様式4B（開設指針別表第一の四五関係）

（単位：百万円）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
営業活動によるキャッシュ・フロー						
投資活動によるキャッシュ・フロー						
財務活動によるキャッシュ・フロー						
現金及び現金同等物の期首残高						
現金及び現金同等物の期末残高						

# 第4章 参考資料

## 1 開設指針の骨子

### (1) 特定基地局の範囲

第4世代移動通信システム（TDD方式）の基地局及び陸上移動中継局で、下記（2）の周波数を使用するものとする。

### (2) 使用する周波数

全国において、3,480MHzを超え3,600MHz以下の周波数とする。

### (3) 特定基地局の配置及び開設時期

- 認定から4年後の年度末までに、各総合通信局の管轄区域内の人口カバー率※が50%以上になるように特定基地局を配置しなければならない。

※ 約500m四方の区域ごとにエリア化の有無を判定して算出

- 認定から2年後の年度末までに、特定ひっ迫区域（繁華街やターミナルなど通信の利用が特に集中するエリアを含む区域）において高度特定基地局※の運用を開始しなければならない。

※ 1Gbps超の通信速度を実現可能なシステムで、使用する無線設備と同等以上の通信速度を有する回線を使用する基地局に限る

- 全ての都道府県において、特定基地局の運用を開始しなければならない。

### (4) 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

適応多値変調、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

### (5) 申請可能周波数幅

- 申請できる周波数幅は、40MHzとする※。

※ 3,480MHz超3,520MHz以下、3,520MHz超3,560MHz以下及び3,560MHz超3,600MHz以下の3バンドについて割当てを希望する順に記載する

### (6) 認定開設者の義務

- 認定開設者は、3,480MHz超3,600MHz以下の周波数の電波を使用して宇宙無線通信の業務を行う地球局の運用を阻害する混信を防止するための具体的な対策を講じなければならない。

- 他の認定開設者との混信等を防止するために、任意の10ミリ秒における送信時間や送信時刻などTDDの運用に必要な事項について、あらかじめ他の認定開設者と合意しなければならない。

- この帯域等を使用して宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備の運用者に対し、特定基地局の設置による影響を周知するとともに、問合せに対応するための窓口を全ての認定開設者が共同して設置しなければならない。

- 認定開設者は、四半期ごと又は総務大臣から求められた場合に、開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。

- 総務大臣は、前項の書類について、開設指針及び開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するもの



とする。

## (7)絶対審査基準・競願時審査基準

絶対審査基準に掲げる要件について審査を行い、要件全てに適合する申請に対して認定を行う。  
ただし、要件を満たす申請が4以上の場合には、競願時審査基準により審査を行う。

### ア 絶対審査基準

以下の事項並びに上記の(1)～(5)の事項に全て適合していること

- 基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画を有すること
- 無線設備に関する技術的検討等の実績・計画及び基地局運用に必要な電気通信設備の調達・運用・保守に関する計画を有すること
- 無線従事者及び電気通信主任技術者の配置計画を有すること
- 障害・輻輳を防止し又は最小限に抑える計画を有すること
- 設備投資等に必要な資金調達の計画及び認定の有効期間(5年間)の満了までに単年度黒字を達成する収支計画を有すること
- 法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護(広告での通信速度及びサービスエリア表示等を含む。)のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること
- 宇宙無線通信業務を行う既設無線局等への妨害防止措置を行う計画を有すること
- 他の認定開設者との混信等を防止するため、任意の10ミリ秒における送信時間や送信時刻などTDDの運用に必要な事項について他の認定開設者と連絡・調整を行う計画を有すること
- 特定基地局の設置により、宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備に支障を与えるおそれがある旨を周知するとともに、当該設備の運用者からの問合せに対応するための窓口を設置するなどの体制整備の計画を有すること
- 携帯電話の免許を有しない者(MVNO)に対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による基地局の利用を促進するための計画を有していること
- 提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、多様な料金設定を行う計画を有すること
- 申請者と以下の関係にある法人等がこの割当てに対する申請を行っていないこと
  - ① 3分の1以上の議決権を保有する関係にある法人等
  - ② 5分の1超3分の1未満の議決権保有関係にあり、次のいずれかの場合に該当する法人等
    - － 一方が他方の筆頭株主である場合
    - － 周波数を一体的に運用している場合
  - ③ 申請者の代表権を有している者が、代表権を有する役員を兼任している法人等
  - ④ 申請者の役員の総数の2分の1超を自己の役職員が兼任している法人等
  - ⑤ 申請者の役職員が、役員の総数の2分の1超を兼任している法人等

### イ 競願時審査基準

①全て既存事業者である場合又は既存事業者3者以上及び新規事業者1者以上の場合であって、基準A～Fへの適合の度合いを審査した結果、全ての既存事業者が全ての新規事業者より上位になる場合は、基準A～Hに適合する申請の数が3になるまで審査を行い、②それ以外の場合は、基準A～Fに適合する申請の数が3になるまで審査を行う。ただし、①の場合で基準A～Hに適合する申請の数が3を超える場合であって、基準A～Hに適合する度合いが最も低い複数の申請以外の申請があるときは、当該申請を認定し、当該複数の申請について、基準Iの事項に適合する申請の数が3からその

認定した数を減じた数となるまで認定する。

基準A 認定から4年後の年度末における、特定基地局の人口カバー率（5%刻み。以下同じ。）がより大きいこと

基準B 認定から4年後の年度末における、特定ひっ迫区域における高度特定基地局数がより多いこと（1,000局単位で多寡を比較）

基準C 特定基地局（屋内等に設置するもの及び屋内において通信を可能とするために設置するもの）の開設数及び開設場所に関する具体的な計画がより充実していること

基準D 特定基地局の運用に必要な電気通信設備に係る次に掲げる対策その他電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実していること

- (1) 人為ミスの防止
- (2) 設備容量の確保
- (3) ソフトウェアバグの防止

基準E 多数の者（既存事業者及びBWA事業者を除く。）に対する、電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の多様な方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること

基準F 申請者に指定済周波数を割り当てていないこと又は申請者に割り当てている周波数（グループ関係にある免許人の周波数を利用している場合は当該免許人の周波数を含む）の幅に対する当該周波数に係る電気通信役務の契約数（グループ関係にある免許人の周波数を利用している場合は当該免許人の契約者数を含む）がより大きいこと

※ 周波数を一体運用する他の既存事業者又はBWA事業者がある場合、当該事業者の周波数及び契約数を通算する。なお、事業者間のMVNOにより契約数に重複がある場合は調整を実施する。

## （ア） 第1基準

基準G 認定から4年後の年度末における指定済周波数における人口カバー率がより大きいこと

- (1) 基地局又は陸上移動中継局の人口カバー率
- (2) 4G基地局による人口カバー率（110Mbps相当の通信速度を実現可能なものに限る）

基準H 認定から2年後の年度末における特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）又は指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局によるエリア外人口の解消数がより多いこと（100人単位で多寡を比較）

## （イ） 第2基準

基準I 認定から4年後の年度末における特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）及び指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局による面積カバー率（非居住地域を含む。1%刻み）がより大きいこと

## (8)[参考]競願時審査基準による審査の点数化及び配点

審査事項		評価方法	配点
基準 A	認定から4年後の年度末における、特定基地局の人口カバー率がより大きいこと	他の申請者より大きいこと	N-1 (最高点)
基準 B	認定から4年後の年度末における、特定ひっ迫区域における高度特定基地局数がより多いこと	他の申請者より多いこと	
基準 C	特定基地局(屋内等に設置するもの及び屋内において通信を可能とするために設置するもの)の開設数及び開設場所に関する具体的な計画がより充実していること	他の申請者よりも計画が優位であること 評価の観点:①屋内基地局の設置数、②屋内基地局の開設場所の確保	
基準 D	電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実していること	他の申請者よりも計画が優位であること 評価の観点:①人為ミスの防止、②設備容量の確保、③ソフトウェアバグの防止、④その他の対策	
基準 E	多数の者に対する電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の多様な方法による基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること	他の申請者よりも計画が優位であること 評価の観点:①サービス提供方法の多様性、②サービス提供対象者*の多数性 *携帯電話事業者及びBWA事業者を除く	
基準 F	指定周波数を有していないこと又は指定周波数に対する契約数の割合がより大きいこと ※ 周波数を一体運用する既存事業者又はBWA事業者の周波数及び契約数を含む。	以下のいずれかに該当すること ①携帯電話用の周波数の割当てを受けていない(新規事業者である)こと ②指定周波数幅に対する契約数の割合が全ての既存事業者の平均値より大きいこと	
以下の審査は、申請者が既存事業者のみの場合、又は、基準A～Fを審査した結果上位3位以上が既存事業者である場合に実施			
基準 G	認定から4年後の年度末における、指定周波数による人口カバー率がより大きいこと	他の既存事業者より大きいこと 評価の観点:①基地局又は陸上移動中継局の人口カバー率、②4G基地局の人口カバー率	N-1 (最高点)
基準 H	認定から2年後の年度末における、特定基地局又は指定周波数によるエリア外人口の解消数がより多いこと	解消するエリア外人口数がより多いこと	
基準 I	認定から4年後の年度末における、特定基地局又は指定周波数による面積カバー率がより大きいこと	他の既存事業者より大きいこと	

N: 絶対審査基準に適合した申請の数

## (9)周波数の指定

周波数の指定は、開設計画に記載した希望する周波数の範囲に基づき行う。ただし、2者以上が同じ周波数の範囲を希望するときは、認定した申請が全て既存事業者の申請の場合は基準A～Hへの適合の度合いを審査し、それ以外の場合は、基準A～Fへの適合の度合いを審査し、適合の度合いが高いものから順にその周波数の範囲の希望を優先する。この場合において、認定した申請が全て既存事業者の申請の場合であって、基準A～Hへの適合の度合いが同じ申請がある場合は、その適合の度合いが同じ申請について、基準Iへの適合の度合いを審査し、適合の度合いがより高いものの周波数の範囲の希望を優先する。また、認定した申請が新規事業者の申請を含む場合であって、基準A～Fへの適合の度合いが同じ既存事業者の申請がある場合は、その適合の度合いが同じ既存事業者の申請について、基準G及び基準Hへの適合の度合いを審査し、適合の度合いが高いものから順にその周波数の範囲の希望を優先する。さらに基準G及び基準Hへの適合の度合いが同じ場合は、基準Iへの適合の度合いを審査し、適合の度合いがより高いものの周波数の範囲の希望を優先する。

## 2 開設指針の審査事項と開設計画記載事項との主要対応表

開設指針における審査において、各審査事項が開設計画の記載事項のどの項目と対応しているのかについて、以下に主要な対応を示しました。

審査事項	記載事項
<p><b>本則</b></p> <p>二 特定基地局の範囲は、設備規則第49条の6の10に規定する技術基準に係る無線設備を使用する第4世代移動通信システム(LTE-Advanced)の基地局及び陸上移動中継局のうち、次に規定する周波数を使用するものとする</p> <p>三1 特定基地局に使用させることとする周波数は、3.480MHzを超え3.600MHz以下の周波数とする</p> <p>三2 特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、全国とする</p> <p>四1 認定開設者は、認定から4年後の年度末までに、総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率が全て100分の95以上となるように特定基地局を開設しなければならない</p> <p>四2 認定開設者は、認定から2年後の年度末までに、特定ひっ迫区域において、高度特定基地局の運用を開始しなければならない</p> <p>四3 認定開設者は、全ての都道府県の区域において、特定基地局の運用を開始しなければならない</p> <p>五 特定基地局の無線設備に対しては、適応多値変調、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない</p> <p>六3(一) 申請することができる周波数の帯域幅は、40MHzとし、希望する周波数の範囲として、3.480MHzを超え3.520MHz以下、3.520MHzを超え3.560MHz以下及び3.560MHzを超え3.600MHz以下の周波数を希望する順に記載すること</p> <p>六8 認定開設者は、3.480MHzを超え3.600MHz以下の周波数の電波を使用して宇宙無線通信の業務を行う地球局の運用を阻害する混信を防止するための具体的な対策を講じなければならない</p> <p>六9 特定基地局を最初に開設しようとするときは、他の認定開設者の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に必要な事項について、あらかじめ全ての認定開設者間で協議し、合意した上で、当該全ての認定開設者が当該合意した事項を行わなければならない</p> <p>六10 特定基地局を最初に開設しようとするときは、当該特定基地局の設置により宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備の運用に支障を及ぼすおそれがある旨を周知させること及び当該受信設備を設置している者からの問合せに対応するための窓口を設置することその他の体制の整備をあらかじめ全ての認定開設者間で協議し、合意した上で、当該全ての認定開設者が共同して行わなければならない</p> <p><b>開設計画の認定の要件(別表第二)</b></p> <p>一 開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保、無線設備の調達及び特定基地局の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画並びにその根拠を有していること</p> <p>二 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画を有し、かつ、特定基地局の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに当該電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術委員の確保に関する計画並びにその根拠を有していること</p> <p>三 関係法令の規定に基づき、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画並びにその根拠を有していること</p> <p>四 特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画及びその根拠を有していること</p> <p>五 特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有しており、かつ、当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、営業利益の生じる年度があること及びその根拠を有していること</p> <p>六 法令遵守のための対策、個人情報保護のための対策及び電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策並びに当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠を有していること</p> <p>七1 既存の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、干渉の改善等の措置を行う計画並びにその根拠を有していること</p> <p>七2 他の認定開設者の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に関する計画及びその根拠を有していること</p> <p>七3 第六項第十号に定める体制の整備に関する計画及びその根拠を有していること</p> <p>八 既存事業者以外の者に対する電気通信設備の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を有していること</p> <p>九 申請者が提供しようとする電気通信設備について、利用者の通信量需要に応じた多様な料金設定に関する計画及びその根拠を有していること</p> <p>十 申請者の属性や重複申請に関する要件を満たしていること</p> <p><b>開設指針 別表第三(開設計画の認定の審査事項)</b></p> <p>一1 認定から4年後の年度末において全国の特定基地局の人口カバー率(5%単位)がより大きいこと</p> <p>一2 認定から4年後の年度末において特定ひっ迫区域の高度特定基地局の数(1,000局単位)がより大きいこと</p> <p>一3 特定基地局(屋内等に設置するもの及び屋内において通信を可能とするために設置するもの)の開設数及びその開設場所に関する具体的な計画がより充実していること</p> <p>一4 特定基地局の運用に必要な電気通信設備に係る当該電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実していること</p> <p>一5 多数の者(既存事業者及びBWA事業者を除く)に対する電気通信設備の提供又は電気通信設備の接続その他の多様な方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること</p> <p>一6 申請者に指定済周波数を割り当てていないこと又は申請者に割り当てている指定済周波数の範囲に対する当該指定済周波数に係る電気通信設備の契約数がより大きいこと</p> <p>一7 認定から4年後の年度末における、指定済周波数の基地局又は陸上移動中継局の人口カバー率、及び指定済周波数の基地局のうち110Mbps超の4G基地局の人口カバー率(それぞれ5%単位)がより大きいこと</p> <p>一8 認定から2年後の年度末において、携帯無線通信を利用することが困難な地域のうち特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局により不感帯を解消した区域(携帯無線通信を利用することが困難な地域ごとの居住区域の全部において、当該特定基地局又は当該陸上移動中継局若しくは陸上移動中継局により通信が可能となる地域)内に居住する者の数(100人単位)がより大きいこと</p> <p>二1 認定から4年後の年度末において特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局の人口カバー率(1%単位)がより大きいこと</p>	<p>免許規則別表第5号の7(法第27条の13第2項)</p> <p>特定基地局が法第27条の12第1項第1号又は第2号に掲げる事項のいずれかを確保するためのものであるかの別</p> <p>特定基地局の開設を必要とする理由</p> <p>特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲</p> <p>希望する周波数の範囲</p> <p>当該通信系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期</p> <p>電波の能率的な利用を確保するための技術であって、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの</p> <p><b>免許規則別表第5号の7(免許規則別表第25条の4第2項)</b></p> <p>運用開始の予定期日</p> <p>無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法</p> <p>無線従事者の配置方針</p> <p><b>開設指針 別表第一(開設計画の記載事項)</b></p> <p>一(一) 特定基地局(屋内等に設置するものを除く)の開設に関する計画</p> <p>一(二) 特定基地局(屋内等に設置するものに限る)の開設に関する計画</p> <p>一(三) 高度特定基地局の開設に関する計画</p> <p>二1 特定ひっ迫区域ごとの高度特定基地局の開設に関する計画</p> <p>二2 携帯無線通信を利用することが困難な地域ごとの特定基地局(屋内等に設置するものを除く)及び高度特定基地局の整備に関する計画</p> <p>二4 総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率に関する計画</p> <p>二5 高度特定基地局の運用の開始に関する計画</p> <p>三1 特定基地局の設置場所の確保に関する計画及びその根拠</p> <p>三2 特定基地局の無線設備の調達に関する計画及びその根拠</p> <p>三3 特定基地局の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画及びその根拠</p> <p>三4 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画</p> <p>三5 2の電気通信設備の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事に関する計画及びその根拠</p> <p>三6 電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画及びその根拠</p> <p>三7 2の電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画及びその根拠</p> <p>四1 特定基地局の運用による電気通信事業により生ずる収益に関する年度ごとの見通し及びその根拠</p> <p>四2 1の電気通信事業に係る電気通信設備の契約数に関する年度ごとの見通し及びその根拠</p> <p>四3 特定基地局に係る設備投資の額その他1の電気通信事業に要する費用に関する年度ごとの見通し及びその根拠</p> <p>四4 1の電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠</p> <p>四5 1の電気通信事業に係る損益及びキャッシュ・フローに関する年度ごとの見通し及びその根拠</p> <p>五1 法令遵守のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠</p> <p>五2 個人情報保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠</p> <p>五3 電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠</p> <p>六1 既存の無線局等の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び体制に関する計画並びにその根拠</p> <p>六2 他の認定開設者の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に関する計画及びその根拠</p> <p>六3 第六項第十号に定める体制の整備に関する計画及びその根拠</p> <p>七1 既存事業者以外の者に対する、電気通信設備の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠</p> <p>七2 利用者の通信量需要に応じた多様な料金設定に関する計画及びその根拠</p> <p>八1 特定基地局の電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する計画及びその根拠</p> <p>八2 申請者の指定済周波数における電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する計画及びその根拠</p> <p>八3 別表第三の一(一)及び(二)に掲げる値により定める人口カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画</p> <p>八4 指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局の整備に関する年度の末日ごと及び携帯無線通信を利用することが困難な地域ごとの計画</p> <p>八5 別表第三の二に定めるカバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画</p> <p>八6 申請者の陸上移動局が他の既存事業者の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局を通信の相手方とする通信を行う計画(申請者と地域ごとに連携する者に係るものを除く。)がある場合は、その計画及びその根拠</p> <p>八7 申請者の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局が他の既存事業者の陸上移動局を通信の相手方とする通信を行う計画(申請者と地域ごとに連携する者に係るものを除く。)がある場合は、その計画及びその根拠</p> <p>八8 申請者の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局が他の既存事業者又はBWA事業者の陸上移動局の無線設備と同一の筐体に収められている無線設備を使用する当該申請者の陸上移動局を通信の相手方とする通信を行う計画(申請者と地域ごとに連携する者に係るものを除く。)がある場合は、その計画及びその根拠</p> <p>九 申請者の条件に関する事項</p> <p>別表第二の十の要件を満たすことを示す旨</p> <p>十一 から九までのほか、本開設指針に定められた事項に関する申請者のこれまでの取組の実績並びに計画及びその根拠</p>

※指針による記載事項として併せて記載することとなるもの

※対応線の各色は審査事項の種類による。  
 なお、灰色は記載事項が特に密に関連し、審査時の相互参照が多い項目間を結ぶ。

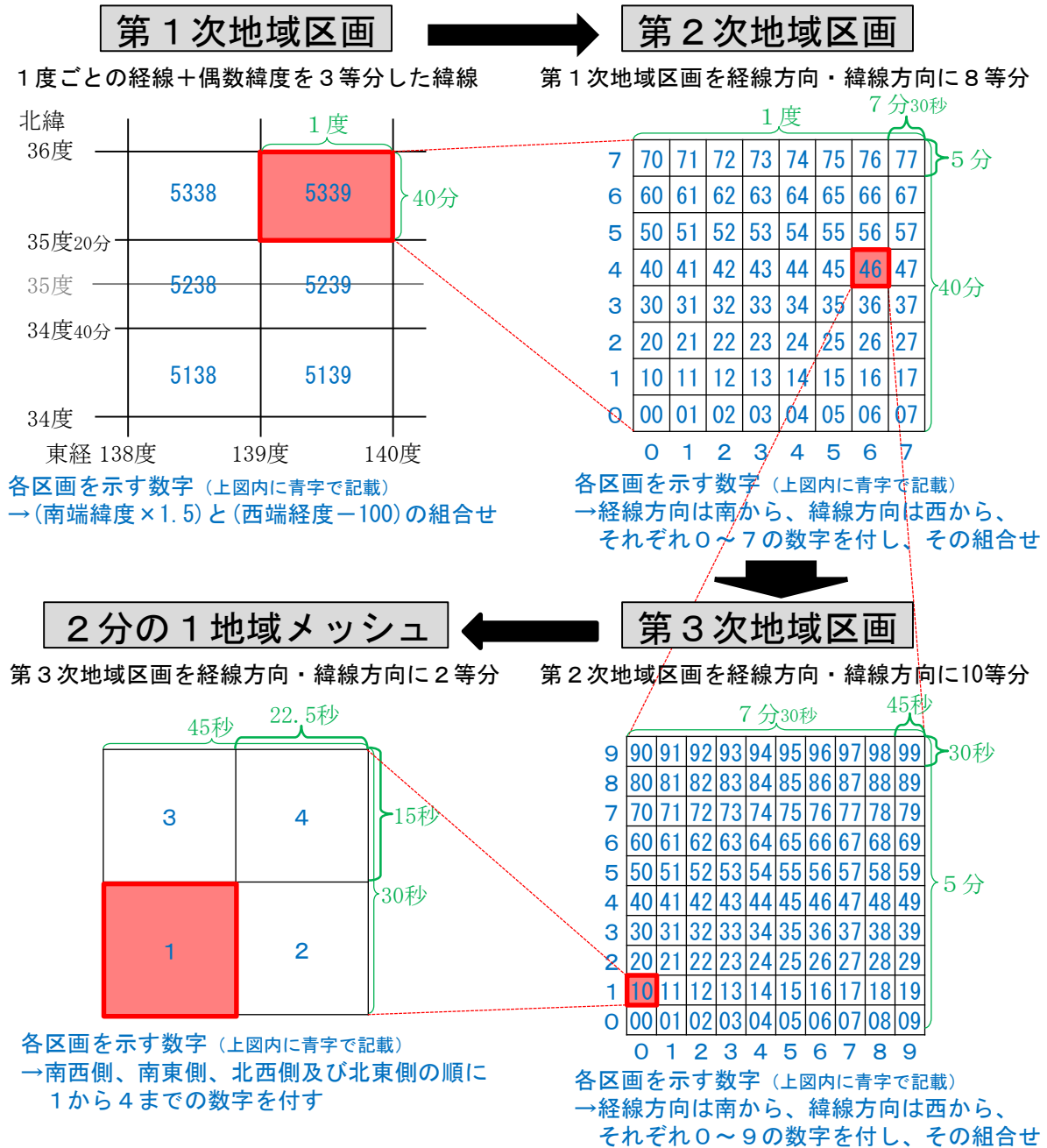
なお、本表の対応は、全体に対応する項目等については省略しているほか、主要な対応について記しており、対応線がないことをもって対応関係がないことを示すものではないので留意してください。

### 3 人口カバー率等の計算に関する参考資料

#### (1)メッシュについて

##### ア メッシュの定義

開設指針で用いる2分の1地域メッシュは、昭和48年行政管理庁告示第143号に規定されており、その定義及びメッシュ・コードの算出は以下の通りです。



上図の赤枠で塗られた2分の1地域メッシュのメッシュコードは、「533946101」

##### イ 緯度・経度からメッシュ・コードへの変換例

表計算ソフト等で、10進数の北緯 (例: 35.6755) をA1セルに、東経 (例: 139.7510) をB1セルに入力したときの、2分の1地域メッシュのメッシュ・コードは次により簡易的\*に求められます。

$$=INT(A1*1.5) & INT(B1-100) & MOD(INT(A1*12), 8) & MOD(INT(B1*8), 8) & MOD(INT(A1*120), 10) & MOD(INT(B1*80), 10) & MOD(INT(A1*240), 2)*2 + MOD(INT(B1*160), 2) + 1$$

※内部計算上の丸め誤差によりメッシュ境界に極めて近い部分では正確でない場合があります。

## ウ メッシュの大きさ

2分の1地域メッシュのメッシュ当たりの大きさは約500m四方ですが、高緯度になればなるほど、経度1秒当たりの長さ（赤道と水平方向の緯線の長さ）は短くなることから、メッシュの大きさは、高緯度地域ほど小さくなります。人口カバー率等の算出におけるメッシュ判定において、メッシュ内の面積を計算処理する際には留意してください。

なお、地球は完全な球ではないため、メッシュの大きさを正確に計算することは容易ではありませんが、有効数字2桁程度で簡易的に求めるのであれば、緯度 $\phi$ におけるメッシュの大きさは次のように求めることができます。

経線方向（縦方向）：15秒／（360度×60分×60秒）×4万km  $\doteq$  約463m

緯線方向（横方向）：22.5秒／（360度×60分×60秒）×4万km×cos $\phi$   $\doteq$  694 cos $\phi$

例：）北海道庁付近（北緯43度）においては、約507m

沖縄県庁付近（北緯26度）においては、約623m

また、国土地理院の距離計算プログラム (<http://vldb.gsi.go.jp/sokuchi/surveycalc/bl2stf.html>) を用いることで、以下の例のように、より正確にメッシュの大きさを計算できます。

### <例1：北海道庁を含むメッシュ>

メッシュ・コード：644142774（北緯43度3分45秒～同4分00秒、東経141度20分37.5秒～同21分00秒）

経線方向（縦方向）：約462.9m、緯線方向（横方向）：約509.1m

### <例2：沖縄県庁を含むメッシュ>

メッシュ・コード：392725541（北緯26度12分30秒～同45秒、東経127度40分30秒～同52.5秒）

経線方向（縦方向）：約461.6m、緯線方向（横方向）：約624.6m

## エ メッシュと行政区画について

後述の方法により、統計局から各メッシュごとの人口は提供されていますが、メッシュと行政区画との関係（各メッシュがどの行政区画に属するか）について公式な情報は提供されていません。

しかしながら、人口カバー率等の算出に当たっては、計算方法ができる限り統一されていることが望ましいため、以下の方法により各メッシュが属する行政区画を決定することを推奨します。なお、この方法によらない場合は、その具体的な方法を開設計画に記載するようにしてください。

○平成22年国勢調査時点（平成22年10月1日時点）の市町村（東京23区を含む。以下本ページにおいて同じ。）境界を基準として、各メッシュが属する市町村を決定します。

○メッシュが複数の市町村に属している場合は、当該メッシュにおいて最も面積比率が大きい市町村に属するものとします。なお、所属未定地等を含む場合は、次のように取り扱います。

－市町村単位での判定であるため、区界（政令指定都市における区の境界）未確定の区画については、当該区画を当該区が属する市の区画として扱います。

－区界未確定以外の所属未定地については、所属未定地の区画を面積比率の計算から除きます。

－国勢調査人口があるものの、当該メッシュがいずれの市町村としても含まれない場合は、当該メッシュの中心から最も近い市町村に属するものとします。

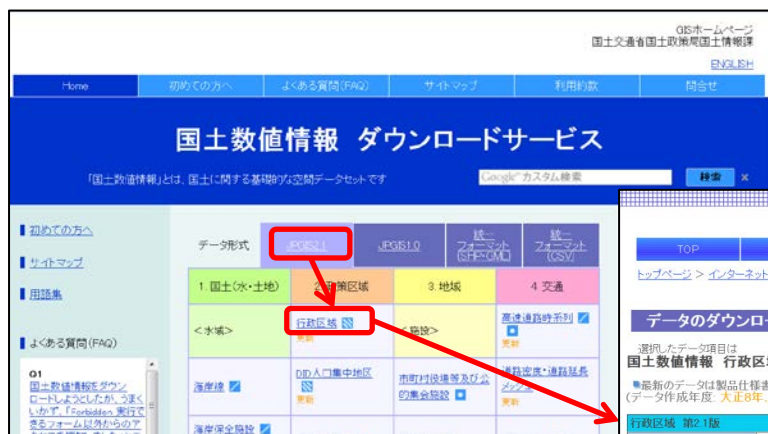
※ただし、メッシュ番号：392715822にあつては、沖縄県豊見城市（市町村コード：47210）の豊崎地区であることが地図上から明らかであり、同市に属するものとします。

○メッシュが属する都道府県は、メッシュが属する市町村の都道府県とします。

○メッシュが属する総合通信局は、メッシュが属する市町村を管轄する総合通信局とします。

なお、平成22年国勢調査時点（平成22年10月1日時点）の市町村境界（行政区域データ）については、以下の手順で入手できます。

国土交通省の国土数値情報ダウンロードサービス（<http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>）にアクセスします。



トップから、「JPGIS2.1(GML)」及び2.政策区域の「行政区域」をクリックします。



<各データ詳細>の画面が表示されますのでダウンロードしたい都道府県を選択します。



<ファイルの選択>の画面が表示されますので、平成22年10月1日時点（N03-101001\_??\_GML.zip; ??には2桁の都道府県コードが入ります。）のデータを選択します。その後表示されるアンケートに回答し、利用約款に同意します。



ダウンロードファイルが表示されますので、ダウンロードすると、該当する行政区域データ（GML(XML)形式及びShape形式をZip圧縮したもの）を入手することができます。

## (2)人口データの入手方法

人口は平成22年の国勢調査の結果を用いることとされています（開設指針第1項第5号）。なお、ここで言う人口は、常住地による人口（夜間人口）を指します。

全国の人口は128,057,352人ですが、メッシュごとの人口データは、以下の手順で入手できます。

政府統計の総合窓口（e-Stat） <http://www.e-stat.go.jp/> にアクセスします。



<e-Stat>のトップから、「地図や図表で見る」中の「地図で見る統計(統計GIS)」をクリックします。

<地図で見る統計(統計GIS)>の画面が表示されますので、「データダウンロード」をクリックします。



<統計表検索>の画面が表示されますので、Step1で「平成22年国勢調査-世界測地系(国勢調査-世界測地系500mメッシュ) 2010/10/01」を、Step2で「男女別人口総数及び世帯総数」を選択します。

<データダウンロード>の画面が表示されますので、Step3でダウンロードしたい第1次地域区画を選択して「検索」ボタンを押します。

Step4でダウンロードファイルが表示されますので、統計データをダウンロードすると、該当する第1次地域区画における人口データ(csv形式のテキストファイルをzip圧縮したもの)を入手することができます。





#### 4 法第56条第1項の規定により指定された受信設備

(平成26年9月26日現在)

告示番号	設置者	設置場所（市町村／緯経度）	受信周波数	有効期間
平成18年 総務省告 示第51号	国立大学法人 北海道大学	北海道苫小牧市 E 141. 35. 49 N 42. 40. 25	22. 21～22. 5GHz 23. 6～24. 0GHz	平成17年12月9 日～平成27年12 月9日
平成20年 総務省告 示第679 号	国立大学法人 名古屋大学	(1) 山梨県南都留郡富士河口湖町 E 138. 36. 31 N 35. 25. 48 (2) 長野県上田市 E 138. 19. 05 N 36. 31. 23 (3) 長野県木曾郡上松町 E 137. 37. 38 N 35. 47. 45 (4) 愛知県豊川市 E 137. 21. 58 N 34. 50. 17	325. 75～328. 60MHz	平成20年12月2 日～平成30年12 月1日
平成22年 総務省告 示第448 号	大学共同利用機 関法人 自然科 学研究機構	(1) 岩手県奥州市 E 141. 07. 57 N 39. 08. 01 (2) 東京都小笠原村 E 142. 13. 00 N 27. 05. 31 (3) 鹿児島県薩摩川内市 E 130. 26. 24 N 31. 44. 52 (4) 沖縄県石垣市 E 124. 10. 16 N 24. 24. 44	22. 21～22. 5GHz 23. 6～24. 0GHz 42. 5～43. 5GHz 85. 5～92. 0GHz	平成22年12月10 日～平成32年12 月9日
平成24年 総務省告 示第52号	大学共同利用機 関法人 自然科 学研究機構	鹿児島県鹿児島市平川町 E 130. 30. 26 N 31. 27. 51	23. 6～24. 0GHz 86. 0～92. 0GHz 105. 0～116. 0GHz	平成24年2月11 日～平成34年2 月10日
平成24年 総務省告 示第174 号	大学共同利用機 関法人 自然科 学研究機構	岩手県奥州市 E 141. 07. 57 N 39. 08. 00	23. 6～24. 0GHz	平成24年3月19 日～平成34年3 月18日
平成25年 総務省告 示第195 号	大学共同利用機 関法人 自然科 学研究機構	長野県南佐久郡南牧村 E 138. 28. 21 N 35. 56. 40	1400～1427MHz 1660. 5～1668. 4MHz 15. 35～15. 4GHz 22. 21～22. 5GHz 23. 6～24. 0GHz 31. 3～31. 5GHz 42. 5～43. 5GHz 86. 0～92. 0GHz 105. 0～116. 0GHz	平成25年3月25 日～平成35年3 月24日

# 第5章 主要関係法令

※平成26年10月1日時点

## 1 電波法（昭和25年法律第131号）

（欠格事由）

第五条（略）

2（略）

3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。

一 この法律又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）若しくは第五項（第五号を除く。）の規定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

四 第七十六条第六項（第三号を除く。）の規定により第二十七条の十八第一項の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

4・5（略）

（免許の申請）

第六条（略）

2～6（略）

7 次に掲げる無線局（総務省令で定めるものを除く。）であつて総務大臣が公示する周波数を使用するものの免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。

一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）

二 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動しない無線局であつて、前号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの

三・四（略）

8（略）

（簡易な免許手続）

第十五条 第十三条第一項ただし書の再免許及び適合表示無線設備のみを使用する無線局その他総務省令で定める無線局の免許については、第六条及び第八条から第十二条までの規定にかかわらず、総務省令で定める簡易な手続によることができる。

（特定基地局の開設指針）

第二十七条の十二 総務大臣は、陸上に開設する移動しない無線局であつて、次の各号のいずれかに掲げる事項を確保するために、同一の者により相当数開設されることが必要であるもののうち、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められるもの（以下「特定基地局」という。）について、特定基地局の開設に関する指針（以下「開設指針」という。）を定めることができる。

一 電気通信業務を行うことを目的として陸上に開設する移動する無線局（一又は二以上の都道府県の区域の全部を含む区域をその移動範囲とするものに限る。）の移動範囲における当該電気通信業務のための無線通信

二 移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域（放送法第九十一条第二項第二号に規定する放送対象地域をいう。次条第二項第三号において同じ。）における当該移動受信用地上基幹放送の受信

2 開設指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項

二 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち当該特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項（現にその周波数の全部又は一部を当該特定基地局以外の無線局が使用している場合であつて、その周波数について周波数割当計画において使用の期限が定められているときは、その周波

数及びその期限の満了の日を含む。)

- 三 当該特定基地局の配置及び開設時期に関する事項
  - 四 当該特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項
  - 五 第二号括弧書に規定する場合において、同号括弧書に規定する日以前に当該特定基地局の開設を図ることが電波の有効利用に資すると認められるときは、当該周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を同日前に終了させるために当該特定基地局を開設しようとする者が行う費用の負担その他の措置（次条第二項第九号及び第百十六条第八号において「終了促進措置」という。）に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、当該特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項
- 3 総務大臣は、開設指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(開設計画の認定)

第二十七条の十三 特定基地局を開設しようとする者は、通信系（通信の相手方を同じくする同一の者によつて開設される特定基地局の総体をいう。次項第五号及び第四項第三号において同じ。）又は放送系（放送法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第五号及び第七号並びに第四項第三号において同じ。）ごとに、特定基地局の開設に関する計画（以下「開設計画」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 開設計画には、次に掲げる事項（移動受信地上基幹放送をする特定基地局以外の特定基地局に係る開設計画にあつては、第七号及び第八号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。
  - 一 特定基地局が前条第一項第一号又は第二号に掲げる事項のいずれを確保するためのものであるかの別
  - 二 特定基地局の開設を必要とする理由
  - 三 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる移動受信地上基幹放送に係る放送対象地域
  - 四 希望する周波数の範囲
  - 五 当該通信系又は当該放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期
  - 六 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの
  - 七 当該放送系に含まれるすべての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
  - 八 事業計画及び事業収支見積
  - 九 終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法
  - 十 その他総務省令で定める事項
- 3 第一項の認定の申請は、総務大臣が公示する一月を下らない期間内に行わなければならない。
- 4 総務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、周波数を指定して、同項の認定をするものとする。
  - 一 その開設計画が開設指針に照らし適切なものであること。
  - 二 その開設計画が確実に実施される見込みがあること。
  - 三 開設計画に係る通信系又は放送系に含まれる全ての特定基地局について、周波数の割当てが現に可能であり、又は早期に可能となることが確実であると認められること。
- 5 総務大臣は、前項の規定にかかわらず、第一項の認定を受けようとする者が第五条第三項各号（移動受信地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第一項各号又は第三項各号）のいずれかに該当するときは、第一項の認定をしてはならない。
- 6 第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年（前条第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年）を超えない範囲内において総務省令で定める。
- 7 総務大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間、第四項の規定により指定した周波数その他総務省令で定める事項を公示するものとする。

(開設計画の変更等)

第二十七条の十四 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る開設計画（同条第二項第一号及び第四号に掲げる事項を除く。）を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 2 前条第四項の規定は、前項の認定に準用する。この場合において、同条第四項中「ときは、周波数を指定して」とあるのは、「ときは」と読み替えるものとする。
- 3 総務大臣は、前条第一項の認定を受けた開設計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に係る特定基地局を開設する者（以下「認定開設者」という。）が周波数の指定の変更

を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

- 4 総務大臣は、認定開設者が認定の有効期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、一年を超えない範囲内において、その期間を延長することができる。
- 5 総務大臣は、第一項の認定（前条第七項の総務省令で定める事項についての変更に係るものに限る。）をしたとき、第三項の規定により周波数の指定を変更したとき又は前項の規定により認定の有効期間を延長したときは、その旨を公示するものとする。

（認定の取消し等）

第二十七条の十五 総務大臣は、移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る認定開設者が第五条第一項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その認定を取り消さなければならない。

- 2 総務大臣は、認定開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。
  - 一 正当な理由がないのに、認定計画に係る特定基地局を当該認定計画に従って開設していないと認めるとき。
  - 二 不正な手段により第二十七条の十三第一項若しくは前条第一項の認定を受け、又は同条第三項の規定による指定の変更を行わせたとき。
  - 三 認定開設者が第五条第三項第一号に該当するに至ったとき。
- 3 総務大臣は、前項（第三号を除く。）の規定により認定の取消しをしたときは、当該認定開設者であつた者が受けている他の開設計画の第二十七条の十三第一項の認定又は無線局の免許等を取り消すことができる。
- 4 総務大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、理由を記載した文書その認定開設者に送付しなければならない。

（合併等に関する規定の準用）

第二十七条の十六 第二十条第一項から第三項まで、第六項及び第九項の規定は、認定開設者について準用する。この場合において、同条第六項中「第五条及び第七条」とあるのは「第二十七条の十三第四項及び第五項」と、「第二項から前項まで」とあるのは「第二項及び第三項」と、同条第九項中「第一項及び前二項」とあるのは「第二十七条の十六において準用する第一項」と読み替えるものとする。

（認定計画に係る特定基地局の免許申請期間の特例）

第二十七条の十七 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の免許の申請については、第六条第七項の規定は、適用しない。

（無線設備の操作）

- 第三十九条 第四十条の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（略）以外の者は、無線局（アマチュア無線局を除く。以下この条において同じ。）の無線設備の操作の監督を行う者（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であつて第四項の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作（簡易な操作であつて総務省令で定めるものを除く。）を行つてはならない。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 2 モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、前項本文の規定にかかわらず、第四十条の定めるところにより、無線従事者でなければ行つてはならない。
  - 3 主任無線従事者は、第四十条の定めるところにより無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であつて、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
  - 4 無線局の免許人等は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
  - 5 前項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
  - 6 第四項の規定によりその選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下に無線設備の操作に従事する者は、当該主任無線従事者が前項の職務を行うため必要であると認めてする指示に従わなければならない。
  - 7 無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人等は、第四項の規定によりその選任の届出をした主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。

（無線従事者の資格）

第四十条 無線従事者の資格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる資格とする。

- 一 無線従事者（総合） 次の資格

- イ 第一級総合無線通信士
- ロ 第二級総合無線通信士
- ハ 第三級総合無線通信士

二・三 (略)

四 無線従事者(陸上) 次の資格

- イ 第一級陸上無線技術士
- ロ 第二級陸上無線技術士
- ハ 政令で定める陸上特殊無線技士

五 (略)

2 前項第一号から第四号までに掲げる資格を有する者の行い、又はその監督を行うことができる無線設備の操作の範囲及び同項第五号に掲げる資格を有する者の行うことができる無線設備の操作の範囲は、資格別に政令で定める。

(免許)

第四十一条 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。

2 無線従事者の免許は、次の各号のいずれかに該当する者(第二号から第四号までに該当する者にあつては、第四十八条第一項後段の規定により期間を定めて試験を受けさせないこととした者で、当該期間を経過しないものを除く。)でなければ、受けることができない。

- 一 前条第一項の資格別に行う無線従事者国家試験に合格した者
- 二 前条第一項の資格(総務省令で定めるものに限る。)の無線従事者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者
- 三 前条第一項の資格(総務省令で定めるものに限る。)ごとに次に掲げる学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく学校の区分に応じ総務省令で定める無線通信に関する科目を修めて卒業した者
  - イ 大学(短期大学を除く。)
  - ロ 短期大学又は高等専門学校
  - ハ 高等学校又は中等教育学校
- 四 前条第一項の資格(総務省令で定めるものに限る。)ごとに前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者として総務省令で定める同項の資格及び業務経歴その他の要件を備える者

(混信等の防止)

第五十六条 無線局は、他の無線局又は電波天文業務(宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。)の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備(無線局のものを除く。)で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。(略)

2 (略)

3 総務大臣は、第一項に規定する指定をしたときは、当該指定に係る受信設備について、総務省令で定める事項を公示しなければならない。

4 (略)

(電波利用料の徴収等)

第百三条の二 免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許等の日に相当する日(相当する日がない場合は、その翌日。以下この条において「応当日」という。)から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日又は応当日(以下この項において「起算日」という。)から始まる各一年の期間(無線局の免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。)について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額(起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額)を国に納めなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、広範囲の地域において同一の者により相当数開設される無線局に専ら使用させることを目的として別表第七の上欄に掲げる区域を単位として総務大臣が指定する周波数(三千メガヘルツ以下のものに限る。)の電波(以下この条において「広域専用電波」という。)を使用する免許人は、電波利用料として、毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について、当該免許人に係る広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値を九千九百八十五万九千六百円(別表第六の一の項又は二の項に掲げる無線局のうち電気通信業務を行うことを目的とするもの(二、〇二五メガヘルツを超え二、

一一〇メガヘルツ以下、二、二〇〇メガヘルツを超え二、二九〇メガヘルツ以下及び二、五四五メガヘルツを超え二、六五五メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものを除く。)に係る広域専用電波にあつては六千二百十六万九千九百円、同表の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二百十二万九千八百円、同表の六の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては二千九百三十三万三千三百円)に乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日(無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。)が十月一日以外の日である場合における当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間についてのこの項前段の規定の適用については、「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「当該広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日(無線局の周波数の指定の変更を受けることにより当該広域専用電波を使用できることとなる場合には、当該指定の変更の日。以下この項において同じ。)の属する月の末日から起算して三十日以内に、当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間について」と、「得た額」とあるのは「得た額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額」とする。

3 認定計画に係る指定された周波数の電波が広域専用電波である場合において、当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日から起算して六月を経過する日(認定計画に係る指定された周波数の電波が当該認定計画に係る認定開設者がその認定を受けた日後に広域専用電波となつた場合にあつては、その認定を受けた日から起算して六月を経過する日又は当該指定された周波数の電波が広域専用電波となつた日のいずれか遅い日。以下この項において「六月経過日」という。)までに当該認定計画に係るいずれの特定基地局の免許も受けなかつたときは、当該認定開設者を当該六月経過日に当該広域専用電波を最初に使用する特定基地局の免許を受けた免許人とみなして、前項及び第十九項の規定を適用する。

4 (略)

5 包括免許人又は包括登録人(以下この条において「包括免許人等」という。)は、第一項の規定にかかわらず、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に対応する日(対応する日がない場合は、その前日)の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数(以下この項及び次項において「開設無線局数」という。)をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人にあつては包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に対応する日(対応する日がない場合は、その前日)の属する月の末日から起算して四十五日以内に、包括登録人にあつては第二十七条の二十九第一項の規定による登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に対応する日(対応する日がない場合は、その前日)の属する月の末日から起算して四十五日以内にそれぞれ当該包括免許若しくは同項の規定による登録(以下「包括免許等」という。)の日又はその後毎年その包括免許等の日に対応する日(対応する日がない場合は、その翌日)から始まる各一年の期間(包括免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に対応する日(対応する日がない場合は、その翌日)から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。以下この項及び次項において同じ。)について、第一号包括免許人にあつては五百十円(広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする無線局については、二百円)に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては五百四十円(移動しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額)に、それぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数又は開設登録局数(登録の日の属する月の末日及びその後毎年その登録の日に対応する日(対応する日がない場合は、その前日)の属する月の末日現在において開設している登録局の数をいう。次項において同じ。)を乗じて得た金額(当該包括免許等の日又はその包括免許等の日に対応する日(対応する日がない場合は、その翌日)から当該包括免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額)を国に納めなければならない。

6 包括免許人等は、前項の規定によるもののほか、包括免許等の日又はその後毎年その包括免許等の日に対応する日(対応する日がない場合は、その翌日)から始まる各一年の期間において、当該包括免許等の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許等の日に対応する日(対応する日がない場合は、その前日)の属する月の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無線局又は登録局の数がそれぞれ当該一年の期間に係る開設無線局数(特定無線局(第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)にあつては既にこの項の規定による届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る特定無線局の数、特定無線局(同条第二号に掲げる無線局に係るものに限る。)にあつては既に特定無線局の数が開設無線局数を超えた月があつた場合には、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している特定無線局の数)又は開設登録局数(既に登録局の数が開設登録局数を超えた月があつた場合は、その月の翌月以後においては、その月の末日現在において開設している登録局の数)を越えたときは、電波利用料として、第一号包括免許人にあつては当該開設している特定無線局の数を当該超えた月の翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、第二号包括免許人又は包

括登録人にあつては当該超えた月の末日から起算して四十五日以内に、当該超えた月から次の包括免許等の日に相当する日（該当する日がない場合は、その前日）の属する月の前月まで又は当該包括免許等の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月までの期間について、第一号包括免許人にあつては五百十円（広域専用電波を使用する無線局を通信の相手方とする無線局については、二百円）に、第二号包括免許人にあつては別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額に、包括登録人にあつては五百四十円（移動しない無線局については、別表第八の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額）に、それぞれその超える特定無線局の数又は登録局の数（当該包括免許人等が他の包括免許等（当該包括免許人等の包括免許等に係る無線局と同等の機能を有するものとして総務省令で定める無線局に係るものに限る。）を受けている場合であつて、当該超えた月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数当該超えた月の前月の末日現在において当該他の包括免許等に基づき開設している特定無線局の数又は登録局の数を下回るときは、当該超える特定無線局の数又は登録局の数を限度としてこれらの数からそれぞれその下回る特定無線局の数又は登録局の数を控除した数）を乗じて得た金額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。

7 広域専用電波を使用する第一号包括免許人は、第一項及び前二項の規定にかかわらず、電波利用料として、同等の機能を有する特定無線局（第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものであつて、広域専用電波を使用するものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の区分として総務省令で定める区分（以下この項及び次項において「同等特定無線局区分」という。）ごとに、当該第一号包括免許人が受けている包括免許に基づき毎年十月末日現在において開設している特定無線局の数（次項において「開設特定無線局数」という。）をその年の十一月十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、その年の十月一日から始まる一年の期間（その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、その期間）について、一局につき二百円（その年の十月一日からその包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない特定無線局にあつては、二百円に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により各同等特定無線局区分について算出された額が当該同等特定無線局区分に係る上限額（二百円に、同等特定無線局区分周波数幅（当該同等特定無線局区分に係る当該開設している特定無線局が使用する広域専用電波の周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該広域専用電波に係る別表第七の上欄に掲げる区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値をいう。）及び基準無線局数（電波の有効利用の程度を勘案して総務省令で定める一メガヘルツ当たりの特定無線局の数をいう。）を乗じて得た額をいう。以下この項及び次項において同じ。）を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額とする。

8 広域専用電波を使用する第一号包括免許人は、前項の規定によるもののほか、同等特定無線局区分ごとに、毎年十月一日から始まる各一年の期間において、その年の十一月以後の月の末日現在において開設している特定無線局（その年の十一月一日以後の日を包括免許の日とする包括免許に基づき開設している特定無線局に限る。以下この項において「新規免許開設局」という。）の数がこの項の規定による届出に係る新規免許開設局の数（この項の規定により新規免許開設局の数についての届出がされていない場合には、零）を超えたとき又は当該末日現在において開設している特定無線局（新規免許開設局を除く。以下この項において「既存免許開設局」という。）の数が当該一年の期間に係る開設特定無線局数（既にこの項の規定により既存免許開設局の数についての届出があつた場合には、その届出の日以後においては、その届出に係る既存免許開設局の数）を超えたときは、電波利用料として、新規免許開設局についてはその超えた月の末日現在における新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超えた月の末日現在における既存免許開設局の数をその翌月の十五日までに総務大臣に届け出て、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該届出に係る月からその年の翌年の九月（その年の翌年の九月末日より前にその包括免許の有効期間が満了する特定無線局にあつては、当該包括免許の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月）までの期間について、二百円に、新規免許開設局についてはその超える新規免許開設局の数を、既存免許開設局についてはその超える既存免許開設局の数を乗じて得た金額に、当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額の合計額を国に納めなければならない。ただし、この項本文の規定により当該第一号包括免許人が開設している特定無線局に係る各同等特定無線局区分について算出された額に当該同等特定無線局区分に係る既納付額（当該第一号包括免許人が前項及びこの項の規定により既に当該一年の期間又は当該一年の期間に含まれる一年未満の期間について国に納めた当該同等特定無線局区分に係る電波利用料の額の合計額をいう。以下この項において同じ。）を加えて得た額が当該同等特定無線局区分に係る上限額を超えるときは、当該第一号包括免許人がこの項の規定により当該同等特定無線局区分について国に納めなければならない電波利用料の額は、当該同等特定無線局区分に係る上限額から当該同等特定無線局区分に係る既納付額を控除して得た額に相当する金額とする。

9～45 （略）

別表第六（第三百条の二関係）

無線局の区分		金額
一 移動する無線局（三の項から五の項まで及び八の項に掲げる無線局を除く。二の項において同じ。）	(略)	(略)
二 移動しない無線局であつて、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの（六の項及び八の項に掲げる無線局を除く。）	(略)	(略)
	三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	電気通信業務の用に供するもの（電波を放射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を放射しないことを確保する機能を有するものを除く。）
	その他のもの	(略)
(略)	(略)	(略)
三～九 (略)	(略)	(略)
備考		
一～七 (略)		
八 三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイからホまでに掲げる無線局に係る同表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして同表を適用した場合における同表の下欄に掲げる金額とを合算した金額から、当該イからホまでに定める金額を控除した金額とする。		
イ (略)		
ロ 二の項に掲げる無線局 五百円		
ハ～ホ (略)		
九 一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、二百円とする。		
十 (略)		

別表第七（第百三条の二関係）

区域	係数
一 北海道の区域	〇・〇二八八
二 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域	〇・〇四八五
三 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域	〇・四五九〇
四 新潟県及び長野県の区域	〇・〇二三八
五 富山県、石川県及び福井県の区域	〇・〇一六一
六 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域	〇・一二〇三
七 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域	〇・一六五四
八 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域	〇・〇三九八
九 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域	〇・〇二一〇
十 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	〇・〇六九七
十一 沖縄県の区域	〇・〇〇七六
十二～十六 (略)	(略)
備考 (略)	



## 2 電波法施行令（平成13年政令第245号）

（政令で定める海上特殊無線技士等）

第二条 （略）

2 （略）

3 法第四十条第一項第四号ハの政令で定める陸上特殊無線技士は、次のとおりとする。

- 一 第一級陸上特殊無線技士
- 二 第二級陸上特殊無線技士
- 三 第三級陸上特殊無線技士
- 四 国内電信級陸上特殊無線技士

（操作及び監督の範囲）

第三条 次の表の上欄に掲げる資格の無線従事者は、それぞれ、同表の下欄に掲げる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。以下この項において同じ。）を行い、並びに当該操作のうちモールス符号を送り、又は受ける無線電信の通信操作（以下この条において「モールス符号による通信操作」という。）及び法第三十九条第二項の総務省令で定める無線設備の操作以外の操作の監督を行うことができる。

資格	操作の範囲
第一級総合無線通信士	一・二 （略） 三 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上無線技術士の操作の範囲に属するもの
第二級総合無線通信士	一 （略） 二 次に掲げる無線設備の技術操作 イ～ハ （略） ニ イからハマまでに掲げる無線設備以外の無線設備（基幹放送局の無線設備を除く。） で空中線電力二百五十ワット以下のもの 三 （略）
（略）	（略）
第一級陸上無線技術士	無線設備の技術操作
第二級陸上無線技術士	次に掲げる無線設備の技術操作 一 空中線電力二キロワット以下の無線設備（テレビジョン基幹放送局の無線設備を除く。） 二～四 （略）
第一級陸上特殊無線技士	一 陸上の無線局の空中線電力五百ワット以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で三十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作 二 （略）
（略）	（略）

## 3 電波法関係手数料令（昭和33年政令第307号）

（開設計画の認定申請手数料）

第七条 法第二十七条の十三第一項の規定による認定を申請する者が納めなければならない手数料の額は、一三七、一〇〇円（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を申請する場合にあつては、一七四、一〇〇円）とする。

2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定を申請する場合における前項の規定の適用については、同項中「一三七、一〇〇」とあるのは「一三六、八〇〇」と、「一七四、一〇〇」とあるのは「一七三、九〇〇」とする。

## 4 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）

（公示する期間内に申請することを要しない無線局）

第六条の四 法第六条第七項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局を通信の相手方とする陸上に開設する移動する無線局
- 二～十一 略

（開設計画の認定の有効期間）

第九条の二 法第二十七条の十三第六項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年（法第二十七条の十二第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年）とする。

（開設計画の認定の公示）

第十一条の二の六 法第二十七条の十三第七項の総務省令で定める公示する事項は、次のとおりとする。

- 一 認定を受けた者の氏名又は名称
- 二 当該認定計画に係る特定基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局の移動範囲又は当該認定計画に係る特定基地局により行われる移動受信地上基幹放送に係る放送対象地域
- 2 認定開設者は、前項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨を届け出なければならない。
- 3 前項の届出があつたときは、その旨を公示する。

（指定に係る受信設備の範囲）

第五十条の二 法第五十六条第一項に規定する指定（以下この節において単に「指定」という。）に係る受信設備は、次の各号に掲げるもの（移動するものを除く。）とする。

- 一 電波天文業務の用に供する受信設備
- 二 宇宙無線通信の電波の受信を行なう受信設備

（広域専用電波の指定）

第五十一条の九の九 法第百三条の二第二項の規定による周波数の指定は、総務大臣が別に告示により行うものとする。

（広域専用電波の周波数の幅）

第五十一条の九の十 広域専用電波の周波数の幅は、広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局（法別表第六の一の項、二の項及び四の項から六の項までに掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局に限る。次条において同じ。）であつて、その無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯（認定計画に従って開設された特定基地局がある場合は、当該認定計画に係る指定された周波数の周波数帯を含む。次項において同じ。）を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じて移動する無線局の使用する電波の周波数が定まるとされている場合において、当該移動しない無線局及び当該移動する無線局の免許人が同一の者であるときは、当該移動しない無線局及び当該移動する無線局の使用する広域専用電波の周波数の幅は、次に掲げる広域専用電波に該当する指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。
  - 一 次条の規定により当該移動する無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとされる移動範囲又は区域において設置される当該移動しない無線局に係る指定周波数
  - 二 前号に掲げる指定周波数に応じて定まる当該移動する無線局に係る指定周波数
- 3 法第百三条の二第三項の規定により同条第二項の規定を適用する場合における広域専用電波の周波数の幅は、認定計画に係る指定された周波数の帯域幅とする。

（広域専用電波の周波数の幅の算定に用いる区域等）

第五十一条の九の十一 広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局については、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める移動範囲、設置場所又は区域において、それぞれ当該無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとして前条及び法第百三条の二第二項の規定を適用する。

- 一 法別表第六の一の項に掲げる無線局（第三号及び第四号に掲げるものを除く。） 当該無線局の移動範囲
  - 二 法別表第六の二の項、四の項及び六の項に掲げる無線局（第五号に掲げるものを除く。） 当該無線局の無線設備の設置場所
  - 三 法別表第六の五の項に掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局（次号及び第五号に掲げるものを除く。） 全国の区域
  - 四 包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）であつて、包括免許人が開設する第二号又は次号に掲げる無線局を通信の相手方とするもの 当該特定無線局の送信の制御を行う主たる無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長の管轄区域（当該包括免許において指定周波数を使用する区域に関する条件が付与されている場合にあつては、当該区域）
  - 五 包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に係るものに限る。） 当該特定無線局の無線設備の設置場所とすることができる区域
- 2 前項の規定にかかわらず、広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する法別表第六の一の項、二の項若しくは六の項に掲げる無線局又は包括免許に係る特定無線局が次の各号に掲げる場合のものであるときは、当該各号に定める区域又は設置場所において、当該無線局又は当該特定無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとして前条及び法第三条の二第二項の規定を適用する。
- 一 法別表第六の一の項に掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）が指定周波数を同じくするものである場合（当該無線局及び当該特定無線局の免許人が同一の者である場合に限る。） 前項の規定により当該特定無線局に係る指定周波数の電波を使用するものとされる区域
  - 二 法別表第六の二の項又は六の項に掲げる無線局が認定計画に従つて開設されたものである場合 当該認定計画に記載されたすべての特定基地局の無線設備の設置場所

（同等特定無線局区分）

第五十一条の十の二の二 法第三条の二第七項の総務省令で定める区分は、次に掲げる無線局（同項に規定する特定無線局に限る。）の区分とする。

- 一 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う陸上移動局
- 二 設備規則第三条第八号に規定する携帯移動衛星データ通信又は同条第九号に規定する携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局
- 三 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局
- 四 設備規則第四十九条の二十五に規定する二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局のうち陸上移動局

（開設特定無線局数の届出）

第五十一条の十の二の三 法第三条の二第七項の規定による開設特定無線局数の届出は、別表第十一号の二の様式の届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

（同等特定無線局区分の周波数の幅）

第五十一条の十の二の四 同等特定無線局区分の周波数の幅は、同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局（包括免許に係る特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）に限る。以下この条及び次条において同じ。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる周波数帯に係る同等特定無線局区分の周波数の幅は、それぞれ当該各号に定める帯域幅とする。
- 一 第五十一条の十の二の二第一号又は第三号に係る開設している無線局が時分割複信方式による無線通信を行う周波数帯 同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する無線局（当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに係る当該指定周波数ごとの占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅の二分の一に相当する帯域幅
  - 二 設備規則又は周波数割当計画において移動しない無線局の使用する電波の周波数に応じて移動する無線局の使用する電波の周波数が定まるとされている場合における当該移動する無線局の周波数帯（前号に掲げるものを除く。） 当該移動しない無線局（当該移動しない無線局の免許人が当該移動する無線局の免許人と同一の者である場合に限る。）に係る指定周波数に応じて定まる当該移動する無線局（同等特定無線局区分に係る広域専用電波に該当する当該指定周波数に係る指定周波数の電波を使用する無線局（当該無線局の免許人が通信の相手方とする移動しない

無線局の免許人と同一の者である場合に限る。)であつて、一の同等特定無線局区分に係る無線局の免許人が同一の者であるものに限り、中継を行うものを除く。)に係る指定周波数の占有周波数帯を合わせた周波数帯の帯域幅

(同等特定無線局区分の広域専用電波の算定に用いる区域)

第五十一条の十の二の五 同等特定無線局区分の広域専用電波に該当する指定周波数の電波を使用する無線局については、次の各号に掲げる無線局の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める区域とする。

- 一 法別表第六の五の項に掲げる無線局及び包括免許に係る特定無線局(次号に掲げるもの及び包括免許に係る特定無線局(法第二十七条の二第二号に掲げる無線局に限る。))を除く。) 全国の区域
- 二 包括免許に係る特定無線局(法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。)であつて、包括免許人が開設する法別表第六の二の項に掲げる無線局を通信の相手方とするもの 当該特定無線局の送信の制御を行う無線局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長の管轄区域(当該包括免許において指定周波数を使用する区域に関する条件が付与されている場合にあつては、当該区域)

(基準無線局数)

第五十一条の十の二の六 法百三条の二第七項ただし書の総務省令で定める一MHz当たりの特定無線局の数は、八十万局とする。

(新規免許開設局又は既存免許開設局の数の届出)

第五十一条の十の二の七 法百三条の二第八項の規定による新規免許開設局又は既存免許開設局の数の届出は、別表第十一号の二の様式の届出書を総合通信局長に提出して行わなければならない。

(新規免許開設局又は既存免許開設局に係る包括免許に基づく特定無線局の数)

第五十一条の十の二の八 法百三条の二第八項の規定により届出をした場合であつて、当該届出に係る新規免許開設局又は既存免許開設局に係る包括免許に基づく特定無線局数が既に届け出ている直近の新規免許開設局又は既存免許開設局に係る包括免許に基づく特定無線局数(既に届け出ている新規免許開設局の数又は既存免許開設局の数の届出がない場合にあつては、同条第七項の届出に係る包括免許に基づく特定無線局数)(以下この条において「直近無線局数」という。)を下回るときは、その下回る包括免許以外の包括免許に係る特定無線局数(直近無線局数から超えた数(以下この条において「増加局数」という。)に限る。)からその下回る包括免許に係る特定無線局数(直近無線局数を下回る数に限る。)を次のとおり控除するものとする。

- 一 増加局数の多いものを先順位とする。
- 二 増加局数が同じものについては、その包括免許に基づく特定無線局数の多いものを先順位とする。
- 三 増加局数及びその包括免許に基づく特定無線局数が同じものについては、最初の包括免許の日の遅いものを先順位とする。

(書類の提出)

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの(法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するもの、無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出(法百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。))に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法百二条の十七第一項に規定するセンター及び法百二条の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。)は前条第一項に規定する所轄総合通信局長(以下「所轄総合通信局長」という。)を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の二の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十三条第一項に規定する異議申立書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

(表略)

2 (略)

3 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、法第二十五条第二項に規定する終了促進措置に係る無線局に関する情報の提供に関するもの及び法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計

画の認定に関するもの並びに法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出については、第一項の規定にかかわらず、任意の総合通信局長を経由して総務大臣に提出することができる。

4・5 (略)

## 5 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）

（記載事項の省略）

第十五条 次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

- 一 （略）
  - 二 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局 開設を必要とする理由
  - 三～九 （略）
- 2～4 （略）

（認定の申請）

第二十五条の四 法第二十七条の十三第一項の認定の申請をしようとする者は、申請書に開設計画及びそれぞれの写し一通を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

- 2 法第二十七条の十三第二項第十号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 運用開始の予定期日（それぞれの特定期間局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日をいう。）
  - 二 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法
  - 三 無線従事者の配置方針
  - 四 前各号に掲げるもののほか、法第二十七条の十二第二項第六号に基づき開設指針において定める事項に関する事項
- 3 第一項の申請書の様式は、別表第五号の六のとおりとし、当該申請書に添付する開設計画の様式は、別表第五号の七のとおりとする。

（認定書の交付）

第二十五条の五 法第二十七条の十三第四項の規定により開設計画の認定をしたときは、申請者に対しその旨、認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間を記載した認定書を交付する。

（認定等の拒否の通知）

第二十五条の六 法第二十七条の十三第一項の認定の申請を審査した結果により、認定を拒否したときは、申請者に対しその旨の理由を記載した文書をもつて通知する。

- 2 前項の規定は、次条及び第二十五条の八の規定に基づく認定等の申請に準用する。

（開設計画の変更等の申請）

第二十五条の七 法第二十七条の十四第一項の規定により開設計画の変更の認定の申請をしようとするときは、変更の具体的内容及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。

- 2 法第二十七条の十四第三項の規定により周波数の指定の変更の申請をしようとするときは、希望する周波数の範囲及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。
- 3 法第二十七条の十四第四項の規定により認定の有効期間の延長の申請をしようとするときは、延長の期間及び理由を記載した申請書を総務大臣に提出して行うものとする。
- 4 前三項の申請書には、それぞれ写し一通を添えるものとする。

（合併等に関する規定の準用）

第二十五条の八 （略）

特定基地局開設計画認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者（注2）

郵便番号

フリガナ

住所

フリガナ

氏名

フリガナ

代表者氏名

㊦

㊦

収入印紙貼付欄

（注1）

電波法第27条の13第1項の規定により特定基地局の開設計画の認定を受けたいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

- 1 該当する開設指針が示された告示の件名及び番号
- 2 欠格事由に関する事項（注3）

注1 収入印紙については、該当欄に全部を貼付できない場合は、別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格A列4番の用紙に貼付すること。

2 申請者欄の記載は、次によること。

- (1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (3) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び本邦内における居住地を記載するものとし、氏名については、自筆により記載したときは、押印を省略することができる。

3 欠格事由については、申請者が、法第5条第3項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第1項各号又は第3項各号）に該当しないときは、その旨を記載すること。

4 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

別表第五号の七 特定基地局の開設計画の様式（第25条の4関係）

特定基地局開設計画

- 1 特定基地局が法第27条の12第1項第1号又は第2号に掲げる事項のいずれかを確保するためのものであるのかの別
- 2 特定基地局の開設を必要とする理由
  - (1) 提供する電気通信役務の種類（注1）
  - (2) 開設しようとする特定基地局の内容
    - ア 無線局の種別
    - イ 発射を予定している電波の型式
    - ウ 使用しようとする最大の値の空中線電力
    - エ 伝送情報の具体的内容（注1）
  - (3) 業務開始の日以降5年以内の日を含む毎年度又は毎事業年度における利用者数見込み及びその算出根拠（注1）
- 3 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる移動受信地上基幹放送に係る放送対象地域（注2）
- 4 希望する周波数の範囲（注3）
- 5 当該通信系又は当該放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期（注4）
- 6 電波の能率的な利用を確保するための技術であつて、特定基地局の無線設備に用いる予定のもの（注5）
  - (1) 周波数の効率的利用の方策として導入を予定している技術の具体的内容
  - (2) 干渉回避の方策として導入を予定している技術の具体的内容
- 7 当該放送系に含まれるすべての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法（注6）（注7）
- 8 事業計画及び事業収支見積り（注6）（注8）
- 9 終了促進措置を行う場合にあつては、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法
- 10 その他の事項
  - (1) 運用開始の予定期日（注9）
  - (2) 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法（注10）
  - (3) 無線従事者の配置方針
    - ア 無線従事者の配置場所ごとの無線従事者の資格及び人数（注11）
    - イ 将来的な無線従事者の確保の方法
  - (4) その他必要な事項として開設指針に定められた事項に関連する事項（注12）

注1 移動受信地上基幹放送をする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。

2 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲については、当該特定基地局によつて無線通信業務を行うこととしている区域以外の区域においても、通信の相手方である移動する無線局の無線通信を可能とするために、同一の開設計画に係る特定基地局の開設を予定している他の事業者との業務委託契約の締結を予定している場合であつては、当該他の事業者の氏名又は名称及び当該他の事業者所属の特定基地局を通信の相手方とする場合の移動範囲を記載すること。

3 周波数は、希望する周波数の範囲を「何MHzから何MHzまで」のように記載すること。



なお、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができる。

- 4 認定の有効期間中における毎年度ごと、市区町村ごと及び無線局の種別ごとの開設予定無線局数を記載すること。

なお、既に確保している無線設備の設置場所がある場合にあつては、それぞれ設置場所の住所を「何市何町」等のように併せて記載すること。

- 5 学術資料等の添付をもつて記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙により添付すること。
- 6 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。
- 7 無線設備の工事費については、その総額並びに送信設備、受信設備、土地及び建物等に係る費用の内訳をそれぞれ記載すること。送信設備の規模等に応じて送信設備及び受信設備の単価が異なる場合にはそれぞれの単価及びその数量についても記載すること。
- 8 別表第二号第1の26の欄のうち、別紙(1)から(3)まで、(6)及び(15)から(17)までについて記載すること。
- 9 年月日を記載すること。
- 10 無線設備の保守、管理及び障害時の対応の体制及び方法の記載は、次によること。
  - (1) 保守、管理及び障害時の具体的な対応体制及び方法を記載すること。
  - (2) 部内規定等がある場合において、部内規定等の添付をもつて記載に代える場合は、その旨を記載し、別紙により添付すること。
- 11 既に無線従事者を有している場合にあつては、当該無線従事者の資格及び人数を併せて記載すること。
- 12 法第27条の12第2項第6号の規定により、その他必要な事項として開設指針に定められた事項について具体的内容を記載すること。
- 13 用紙は、日本工業規格A列4番とする。

## 6 電気通信事業法関係法令

### (1) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)

(秘密の保護)

第四条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

2 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(利用の公平)

第六条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(苦情等の処理)

第二十七条 電気通信事業者は、前条の総務省令で定める電気通信役務に係る当該電気通信事業者の業務の方法又は当該電気通信事業者が提供する同条の総務省令で定める電気通信役務についての利用者(電気通信役務の提供を受けようとする者を含み、電気通信事業者である者を除く。第二十九条第二項において同じ。)からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

(業務の停止等の報告)

第二十八条 電気通信事業者は、第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき、又は電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他総務省令で定める重大な事故が生じたときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

(電気通信設備の維持)

第四十一条 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者は、その電気通信事業の用に供する電気通信設備(その損壊又は故障等による利用者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして総務省令で定めるものを除く。)を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

2・3 (略)

(電気通信主任技術者)

第四十五条 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。ただし、その事業用電気通信設備が小規模である場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

2 電気通信事業者は、前項の規定により電気通信主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(電気通信主任技術者資格者証)

第四十六条 電気通信主任技術者資格者証の種類は、伝送交換技術及び線路技術について総務省令で定める。

2 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者が監督することができる電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、前項の電気通信主任技術者資格者証の種類に応じて総務省令で定める。

3 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、電気通信主任技術者資格者証を交付する。

一 電気通信主任技術者試験に合格した者

二 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者

三 前二号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有すると総務大臣が認定した者

4・5 (略)

(電気通信主任技術者の義務)

第四十九条 電気通信主任技術者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督の職務を誠実に履行しなければならない。

## (2)電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)

(業務の停止等の報告)

第五十七条 法第二十八条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後(通信の秘密の漏えいに係るものにあつては、それを知った後)速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならない。

報告の事由	様式	報告期限
一 法第八条第二項の規定による電気通信業務の一部の停止	様式第五十	法第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止した日から三十日以内
二 通信の秘密の漏えい	様式第五十の二	電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいを知った日から三十日以内
三 第五十八条で定める重大な事故	様式第五十の三	その重大な事故が発生した日から三十日以内

(報告を要する重大な事故)

第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。

- 一 電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るものを除く。)の提供を停止又は品質を低下させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。)であつて、次のいずれにも該当するもの
  - イ 当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数が三万以上のもの(総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの)
  - ロ 当該電気通信役務の提供の停止時間又は品質の低下の時間が二時間以上のもの
- 二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用するすべての通信のそ通が二時間以上不能となる事故

様式第4 (第4条第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信役務

電 気 通 信 役 務 の 種 類		提供する役務
1	加入電話	
2	総合デジタル通信サービス(中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。)	
3	中継電話(国際電話等であるものを除く。)	
4	国際電話等	国際電話
		国際総合デジタル通信サービス
5	公衆電話	
6	携帯電話	三・九世代移動通信システムを使用するもの
		三・九世代移動通信システムを使用するもの以外のもの
7	PHS	
8	I P電話	当該I P電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの
		当該I P電話の提供のために電気通信番号規則第9条第1項第1号又は第10条第1項第2号に規定する電気通信番号を使用するもの以外のもの
9	衛星移動通信サービス	
10	FMCサービス	
11	インターネット接続サービス	
12	FTTHアクセスサービス	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの
		共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの
13	DSLアクセスサービス	
14	FWAアクセスサービス	
15	CATVアクセスサービス	
16	携帯電話・PHSアクセスサービス	

17	三・九世代携帯電話アクセスサービス	
18	フレームリレーサービス	
19	A T M交換サービス	
20	公衆無線LANアクセスサービス	
21	BWAアクセスサービス	
22	I P-V P Nサービス	
23	広域イーサネットサービス	
24	衛星アクセスサービス	
25	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの
26	上記1から25までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
27	インターネット関連サービス（I P電話を除く。）	
28	仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの
		P H Sに係るもの
		BWAアクセスサービスに係るもの
29	電報	(略)
30	上記1から29までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	

注 (略)

### (3)電気通信主任技術者規則(昭和60年郵政省令第27号)

(電気通信主任技術者の選任等)

第三条 法第四十五条第一項の規定による電気通信主任技術者の選任は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 次の表の上欄に掲げる事業用電気通信設備を直接に管理する事業場ごとに、それぞれ当該事業場に常に勤務する者であつて、同表の下欄に掲げるもののうちから行うこと。

イ 事業用電気通信設備（線路設備及びこれに附属する設備を除く。）	伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者
ロ 線路設備及びこれに附属する設備	線路主任技術者資格者証の交付を受けている者

- 二 業務区域が一の都道府県の区域を超える電気通信事業者にあつては、前号の規定によるほか、事業用電気通信設備を設置する都道府県ごとに、前号の表の上欄に掲げる事業用電気通信設備の種別に応じ、それぞれ当該都道府県に常に勤務する者であつて、同表の下欄に掲げるもののうちから行うこと。

- 2 前項各号の規定にかかわらず、総務大臣が別に告示する場合は、前項第一号の表の上欄に掲げる事業用電気通信設備の種別に応じ、同号の規定による選任に代えて同号の事業場を直接統括する事業場ごとに電気通信主任技術者を選任し、又は当該電気通信主任技術者若しくは前項各号の規定により選任された電気通信主任技術者に他の事業場若しくは都道府県において選任すべき電気通信主任技術者を兼ねさせることができる。

(資格者証の種類)

第五条 法第四十六条第一項の電気通信主任技術者資格者証（以下「資格者証」という。）の種類は、伝送交換主任技術者資格者証及び線路主任技術者資格者証とする。

## 7 第四世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件（平成26年総務省告示第347号）

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、第四世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を次のように定める。

- 一 本開設指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 1 認定開設者 本開設指針に係る開設計画の認定を受けた者をいう。
  - 2 認定日 本開設指針に係る開設計画の認定の日をいう。
  - 3 メッシュ 昭和四十八年行政管理庁告示第百四十三号（統計に用いる標準地域メッシュ等を定めた件）第一項第二号に規定する二分の一地域メッシュをいう。
  - 4 屋内等 屋内その他他の無線局の運用を妨害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場所をいう。
  - 5 人口 平成二十二年の国勢調査の結果による人口をいう。
  - 6 指定済周波数 七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下及び二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数をいう。
  - 7 既存事業者 指定済周波数を使用する基地局の免許を受けた者をいう。
  - 8 子法人等 法人又は団体がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人又は団体をいう。この場合において、法人若しくは団体（以下この号において「法人等」という。）及びその子法人等又は法人等の子法人等がその議決権の三分の一以上を保有する他の法人又は団体は、当該法人等の子法人等とみなす。
  - 9 親法人等 他の法人又は団体を子法人等とする法人又は団体をいう。
  - 10 広帯域移動無線アクセスシステム事業者 二、五四五MHzを超え二、五七五MHz以下及び二、五九五MHzを超え二、六四五MHz以下の周波数を使用する基地局の免許を受けた者をいう。
- 二 開設指針の対象とする特定基地局の範囲に関する事項  
本開設指針の対象とする特定基地局（以下単に「特定基地局」という。）の範囲は、設備規則第四十九条の六の十に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局及び陸上移動中継局のうち、次項第一号に規定する周波数を使用するものとする。
- 三 周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数のうち特定基地局に使用させることとする周波数及びその周波数の使用に関する事項
  - 1 特定基地局に使用させることとする周波数は、三、四八〇MHzを超え三、六〇〇MHz以下とする。
  - 2 特定基地局に係る前号に規定する周波数の使用区域は、全国とする。
- 四 特定基地局の配置及び開設時期に関する事項
  - 1 認定開設者は、認定日から起算して四年を経過した日の属する年度の末日までに、総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率（一の総合通信局の管轄区域におけるメッシュ（特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、当該一の総合通信局の管轄区域におけるメッシュ内の人口の合計で除した値をいう。）が百分の五十以上になるように特定基地局を開設しなければならない。
  - 2 認定開設者は、認定日から起算して二年を経過した日の属する年度の末日までに別表第一の一2に規定する特定ひっ迫区域において、次のいずれかに該当する特定基地局（屋内等に設置するもの及び陸上移動中継局を除く。）であって、当該特定基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の信号の伝送速度が当該無線設備の信号の伝送速度と同等以上であるもの（以下「高度特定基地局」という。）の運用を開始しなければならない。
    - （一） 特定基地局（前項第一号に規定する周波数に係るチャンネル間隔の合計が四〇MHzのものに限る。）であって、空間多重方式（一の陸上移動局への送信において八以上の空中線を使用するものに限る。（二）において同じ。）を用いるもの
    - （二） 申請者の指定済周波数をキャリアアグリゲーション技術（設備規則第四十九条の六の九第一項第一号へに規定する技術をいう。以下同じ。）により利用する特定基地局（指定済周波数及び前項第一号に規定する周波数に係るチャンネル間隔の合計が四〇MHz以上のものに限る。）であって、空間多重方式を用いるもの
  - 3 認定開設者は、全ての都道府県の区域において、特定基地局の運用を開始しなければならない。

五 特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項

特定基地局の無線設備に対しては、適応多値変調、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

六 特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項

1 特定基地局は、次に掲げる場合に開設されたものとする。

(一) 第三項第一号に規定する周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局の運用を開始した場合

(二) 既に開設している基地局又は陸上移動中継局について第三項第一号に規定する周波数に係る指定の変更をした場合

2 地域ごとに連携する複数の者がそれぞれ本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行う場合には、これらの申請を一の申請とみなして、本開設指針の規定を適用する。

3 本開設指針に係る開設計画の認定の申請は、次に定めるところにより行わなければならない。

(一) 申請することができる周波数の帯域幅は四〇MHzとし、法第二十七条の十三第二項第四号に規定する希望する周波数の範囲として、三、四八〇MHzを超え三、五二〇MHz以下、三、五二〇MHzを超え三、五六〇MHz以下及び三、五六〇MHzを超え三、六〇〇MHz以下の周波数を希望する順に開設計画に記載すること。

(二) 申請に当たっては、法第二十七条の十三第二項及び免許規則第二十五条の四第二項に定めるところによるほか、別表第一に規定する事項について開設計画に記載しなければならない。

4 本開設指針に係る開設計画の認定は、法第二十七条の十三第四項第二号及び第三号並びに第二項から前項まで及び前号に規定する事項に適合し、並びに別表第二に規定する要件を満たしている申請に対してするものとする。

5 前号の申請の数が三を超える場合は、当該申請について、次の(一)又は(二)に掲げる場合に応じ、当該(一)又は(二)に定める事項に適合する申請の数が三となるまで認定する。ただし、(一)に掲げる場合及び当該(一)に定める事項に適合する申請の数が三を超える場合であって、当該適合する度合いが最も低い複数の申請以外の申請があるときは、当該申請を認定し、当該複数の申請について、別表第三の二の事項に適合する申請の数が三からその認定した数を減じた数となるまで認定するものとする。

(一) 次のいずれかに掲げる場合 別表第三の一の事項

(1) 別表第三の事項への適合の度合いを審査する申請が既存事業者の申請のみである場合

(2) 別表第三の事項への適合の度合いを審査する申請が三以上の既存事業者及び一以上の既存事業者以外の者の申請であって、当該申請について同表の一の事項(1から6までに係る事項に限る。)への適合の度合いを審査し、既存事業者の申請についての当該適合の度合いが既存事業者以外の者の申請についての当該適合の度合いよりいずれも高いものである場合

(二) (一)に掲げる場合以外の場合 別表第三の一の事項(1から6までに係る事項に限る。)

6 開設計画の認定に係る法第二十七条の十三第四項の規定による周波数の指定は、第三号(一)により開設計画に記載した希望する周波数の範囲に基づき行う。ただし、二以上の申請が同じ周波数の範囲を希望するときは、別表第三の一の事項(前二号の規定により認定した申請が全て既存事業者の申請である場合以外の場合にあっては、1から6までに係る事項に限る。)への適合の度合いを審査し、当該適合の度合いが高いものから順にその周波数の範囲の希望を優先する。この場合において、前二号の規定により認定した申請に既存事業者の二以上の申請が含まれ、当該二以上の申請に同表の一の事項(当該認定した申請が全て既存事業者の申請である場合以外の場合にあっては、1から6までに係る事項に限る。)への適合の度合いが同じ申請がある場合は、当該申請について、次の(一)又は(二)に掲げる場合に応じ、それぞれ当該(一)又は(二)に定めるものの周波数の範囲の希望を優先する。

(一) 当該認定した申請が全て既存事業者のものである場合 同表の二の事項への適合の度合いを審査し、当該適合の度合いが高いもの

(二) 当該認定した申請が既存事業者以外の者のものを含む場合 同表の一の事項(7及び8に係る事項に限る。)及び同表の二の事項(当該同表の一の事項への適合の度合いが同じ場合に限る。)への適合の度合いを審査し、当該適合の度合いが高いもの

7 前三号の審査に当たっては、申請期間(法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間をいう。)内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請については、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。

8 認定開設者は、三、四八〇MHzを超え三、六〇〇MHz以下の周波数の電波を使用して宇宙無線通信の業務を行う地球局の運用を阻害する混信を防止するための具体的な対策を講じなければならない。

9 特定基地局を最初に開設しようとするときは、特定基地局及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の一〇ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他の他の認定開設者の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な事項について、あらかじめ全ての認定開設者間で協議し、合意した上で、当該全ての認定開設者が当該合意した事項を行わなければならない。

- 10 特定基地局を最初に開設しようとするときは、当該特定基地局の設置により宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備の運用に支障を与えるおそれがある旨を周知させること及び当該受信設備を設置している者からの問合せに対応するための窓口を設置することその他の体制の整備をあらかじめ全ての認定開設者間で協議し、合意した上で、当該全ての認定開設者が共同して行わなければならない。
- 11 認定開設者は、前二号の規定により他の全ての認定開設者と合意したときは、その合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出しなければならない。
- 12 認定開設者は、毎年度の四半期ごと又は総務大臣から求めを受けた場合に、認定を受けた開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。
- 13 総務大臣は、前号の規定により認定開設者から提出された書類について、本開設指針及び認定を受けた開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

#### 別表第一 開設計画に記載すべき事項

##### 一 特定基地局の整備計画に関する事項

- 1 次に掲げる無線局の開設数に関する年度（認定日の属する年度から認定日から起算して五年を経過した日の属する年度までの各年度に限る。以下この表において同じ。）の末日ごと及び都道府県ごとの計画
  - (一) 特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）
  - (二) 特定基地局（屋内等に設置するものに限る。）
  - (三) 高度特定基地局
- 2 高度特定基地局の開設数に関する年度の末日ごと及び特定ひっ迫区域（一のメッシュにおける無線通信の通信量が他のメッシュと比べて著しく多いと認められる区域として別表第四に定める区域をいう。以下同じ。）ごとの計画
- 3 次に掲げる無線局の整備に関する年度の末日ごと及び携帯無線通信を利用することが困難な地域ごとの計画
  - (一) 特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）
  - (二) 高度特定基地局
- 4 総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の人口カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画
- 5 高度特定基地局の運用の開始に関する計画（高度特定基地局の無線設備の信号の伝送速度並びに高度特定基地局に用いる空間多重方式及びキャリアアグリゲーション技術に関する計画を含む。）

##### 二 開設計画に従って円滑に特定基地局を整備するための能力に関する事項

- 1 特定基地局の設置場所の確保に関する計画及びその根拠
- 2 特定基地局の無線設備の調達に関する計画及びその根拠
- 3 特定基地局の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画及びその根拠

##### 三 電気通信設備の設置及び運用を円滑に行うための技術的能力に関する事項

- 1 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画
- 2 特定基地局の運用に必要な電気通信設備（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）の調達及び工事に関する計画及びその根拠
- 3 2の電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画及びその根拠
- 4 電気通信主任技術者（電気通信事業法第四十五条第一項に規定する電気通信主任技術者をいう。以下同じ。）の選任及び配置に関する計画及びその根拠
- 5 2の電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画及びその根拠

##### 四 財務的基礎に関する事項

- 1 特定基地局の運用による電気通信事業（電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業をいう。以下同じ。）により生ずる収益に関する年度ごとの見通し及びその根拠
- 2 1の電気通信事業に係る電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。以下同じ。）の契約数に関する年度ごとの見通し及びその根拠
- 3 特定基地局に係る設備投資の額その他1の電気通信事業に要する費用に関する年度ごとの見通し及びその根拠
- 4 1の電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠（注一）
- 5 1の電気通信事業に係る損益及びキャッシュ・フローに関する年度ごとの見通し及びその根拠

##### 五 業務執行体制の整備に関する事項

- 1 法令遵守のための対策（2及び3の対策を除く。別表第二の六において同じ。）及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠（注二）
- 2 個人情報保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠（注三）

- 3 電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策及び当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠（注四）

#### 六 混信等の防止に関する事項

- 1 三、四八〇MHzを超え三、六〇〇MHz以下の周波数の電波を使用して宇宙無線通信の業務を行う地球局その他既設の無線局（予備免許を受けているものを含む。）及び法第五十六条第一項に規定する指定を受けている受信設備（別表第二の七1において「既設の無線局等」という。）の運用並びに電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するための対策及び体制に関する計画並びにその根拠
- 2 特定基地局及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の一〇ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他の他の認定開設者の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に関する計画及びその根拠
- 3 第六項第十号に定める体制の整備に関する計画及びその根拠

#### 七 電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項

- 1 既存事業者以外の者に対する、電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠
- 2 利用者の通信量需要に応じた多様な料金設定に関する計画及びその根拠

#### 八 電波の能率的な利用の確保に関する事項（既存事業者以外の者の申請にあつては、1に掲げる事項に限る。）

- 1 特定基地局の電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する計画及びその根拠
- 2 申請者の指定済周波数における電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する計画及びその根拠
- 3 別表第三の一7（一）及び（二）に掲げる値により定める人口カバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画（当該計画に係る無線局の年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設数に関する計画を含む。）
- 4 指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）の整備に関する年度の末日ごと及び携帯無線通信を利用することが困難な地域ごとの計画
- 5 別表第三の二に定めるカバー率に関する年度の末日ごと及びメッシュごとの計画（当該計画に係る無線局の年度の末日ごと及び都道府県ごとの開設数に関する計画を含む。）
- 6 申請者の陸上移動局が他の既存事業者の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局を通信の相手方とする通信を行う計画（申請者と地域ごとに連携する者に係るものを除く。）がある場合は、その計画及びその根拠
- 7 申請者の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局が他の既存事業者の陸上移動局を通信の相手方とする通信を行う計画（申請者と地域ごとに連携する者に係るものを除く。）がある場合は、その計画及びその根拠
- 8 申請者の特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局が他の既存事業者又は広帯域移動無線アクセスシステム事業者の陸上移動局の無線設備と同一の筐（きょう）体に収められている無線設備を使用する当該申請者の陸上移動局を通信の相手方とする通信を行う計画（申請者と地域ごとに連携する者に係るものを除く。）がある場合は、その計画及びその根拠

#### 九 申請者の条件に関する事項

別表第二の十の要件を満たすことを示す旨（注五）（注六）

#### 十 一から九までに定めるもののほか、本開設指針に定められた事項に関する申請者のこれまでの取組の実績並びに計画及びその根拠

注一 申請者及び申請者に対する主な出資者の財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第一項に規定する財務諸表をいう。）その他の当該計画に従って必要な資金を確保することができることを証する書類等を添付すること。

二 法令遵守に係る内部規程がある場合は、添付すること。

三 個人情報保護に係る内部規程がある場合は、添付すること。

四 電気通信事業の利用者の利益の保護に係る内部規程がある場合は、添付すること。

五 申請者が法人又は団体である場合にあつては、その役員（組合その他これに準ずる事業体にあつては、役員に相当する者を含む。以下同じ。）の氏名及び当該役員が他の法人又は団体の役員又は職員である場合は、当該法人又は団体の名称を示す書類を添付すること。

六 申請者の議決権を保有する法人又は団体の名称とその保有割合及び別表第二の十4（一）から（三）までに掲げる者の名称を示す書類を添付すること。

#### 別表第二 開設計画の認定の要件

- 一 開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保（開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。）、無線設備の調達及び特定基地局の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画並びにその根拠を有していること。



- 二 申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画を有し、かつ、特定基地局に係る伝送路設備、交換設備、端末設備その他の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに当該電気通信設備の運用及び保守管理のために必要な技術要員の確保に関する計画並びにその根拠を有していること。
- 三 関係法令の規定に基づき、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画並びにその根拠を有していること。
- 四 特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策（天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信のふくそうを防止し、又は最小限に抑えるための措置を含む。）に関する計画及びその根拠を有していること。
- 五 特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有しており、かつ、当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、営業利益の生じる年度（認定日から起算して五年を経過した日の属する年度までに限る。）があること及びその根拠を有していること。
- 六 法令遵守のための対策、平成十六年総務省告示第六百九十五号（電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを定める件）に適合した個人情報保護のための対策及び電気通信役務についての利用者からの苦情及び問合せに対する適切かつ迅速な処理を行うこと並びに広告表示において通信速度、当該通信速度に対応する電気通信役務の提供区域その他の電気通信役務の内容の利用者に明確に伝えることその他の電気通信事業の利用者の利益の保護のための対策並びに当該対策を実施するための体制の整備に関する計画並びにその根拠を有していること。
- 七 次に掲げる混信等の防止に関する計画及びその根拠を有していること。
- 1 既設の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び特定基地局の設置前に当該設置に係る協議の実施又は当該設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所若しくは無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画
  - 2 特定基地局及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の一〇ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他の他の認定開設者の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に関する計画
  - 3 第六項第十号に定める体制の整備に関する計画
- 八 既存事業者以外の者に対する卸電気通信役務（電気通信事業法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。）の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を有していること。
- 九 申請者が提供しようとする電気通信役務について、利用者の通信量需要に応じた多様な料金設定に関する計画及びその根拠を有していること。
- 十 申請者が次に掲げる要件を満たしていること。
- 1 本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請を行っていないこと。
  - 2 本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないこと。
  - 3 申請者の役員が本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っていないこと。
  - 4 次に掲げる者（申請者と地域ごとに連携する者を除く。）が、本開設指針に係る開設計画の認定の申請を行っていないこと。
    - (一) 申請者の子法人等、親法人等又は親法人等の子法人等（申請者を除く。）
    - (二) 法人又は団体の議決権の総数に対する申請者又は（一）に掲げる者が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超え三分の一未満である場合であって、次の（１）及び（２）に掲げる場合における当該（１）及び（２）に定める者
      - (１) 当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合 当該法人若しくは団体又はその子法人等
      - (２) 当該法人若しくは団体又はその子法人等との間において別表第一の八 6 から 8 までに規定する通信を行う計画を有する場合 当該通信に係る当該法人若しくは団体又はその子法人等
    - (三) 申請者又は申請者の親法人等の議決権の総数に対する法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）が保有している議決権の数の合計の割合が五分の一を超え三分の一未満である場合であって、次の（１）及び（２）に掲げる場合における当該（１）及び（２）に定める者
      - (１) 当該議決権の数の合計の割合の順位が単独で第一位である場合 当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）
      - (２) 当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）との間において別表第一の八 6 から 8 までに規定する通信を行う計画を有する場合 当該通信に

係る当該法人若しくは団体又はその子法人等、親法人等若しくは親法人等の子法人等（当該法人又は団体を除く。）

(四) 申請者の代表権を有する役員が法人又は団体の代表権を有する役員の地位を兼ねている場合における当該法人又は団体

(五) 申請者の役員の地位を兼ねる法人又は団体の役員又は職員の数が、申請者の役員の総数の二分の一超である場合における当該法人又は団体

(六) 法人又は団体の役員の地位を兼ねる申請者の役員又は職員の数が、法人又は団体の役員の総数の二分の一超である場合における当該法人又は団体

### 別表第三 開設計画の認定の審査事項

一 次に掲げる事項への適合の度合いがより高いこと。

1 認定日から起算して四年を経過した日の属する年度の末日の計画において特定基地局の人口カバー率（メッシュ（特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、全国の人口で除した値をいう。）を百分の五で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

2 認定日から起算して四年を経過した日の属する年度の末日の計画において特定ひっ迫区域における高度特定基地局の数を千で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

3 特定基地局（屋内等に設置するもの及び屋内においてその通信の相手方である陸上移動局との間の通信を可能とするために設置するものに限る。）の開設数及びその開設場所に関する具体的な計画がより充実していること。

4 特定基地局の運用に必要な電気通信設備に係る次に掲げる対策その他当該電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実していること。

(一) 電気通信設備の設計、工事、維持及び運用を行う場合にデータの誤入力又は誤設定その他の誤りが容易に生じないための対策

(二) 通信量又は制御信号の増加を考慮した設備量を確保するための対策

(三) ソフトウェアの欠陥による障害の対策

5 多数の者（既存事業者及び広帯域移動無線アクセスシステム事業者を除く。）に対する電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の多様な方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること。

6 申請者に指定済周波数を割り当てていないこと又は申請者に割り当てている指定済周波数（別表第二の十四（一）に定める者（別表第一の八六から八までに規定する通信に係る者に限る。）又は同四（二）（（二）に係る部分に限る。）若しくは（三）（（二）に係る部分に限る。）に定める者に割り当てている周波数を含む。）の幅に対する当該指定済周波数に係る電気通信役務の契約数（同四（一）に定める者（別表第一の八六から八までに規定する通信に係る者に限る。）又は同四（二）（（二）に係る部分に限る。）若しくは（三）（（二）に係る部分に限る。）に定める者の周波数に係る電気通信役務の契約数を含む。）がより大きいこと。

7 認定日から起算して四年を経過した日の属する年度の末日の計画において次に掲げる値により定める人口カバー率を百分の五で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

(一) メッシュ（申請者の指定済周波数を使用する基地局又は陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、全国の人口で除した値

(二) メッシュ（申請者の指定済周波数を使用する基地局（屋内等に設置するものを除き、設備規則第四十九条の六の九に規定する技術基準に係る無線設備を使用するものであって、当該基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の信号の伝送速度が当該無線設備の信号の伝送速度と同等以上であるものうち、次の（１）から（４）までに掲げるチャンネル間隔（キャリアアグリゲーション技術を利用する場合にあっては、合計したチャンネル間隔）に応じ、一の陸上移動局への送信においてそれぞれ当該（１）から（４）までに定める空中線を使用するもの（（４）に定める一の空中線を使用する場合以外の場合にあっては、空間多重方式を用いるものに限る。）に限る。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）内の人口の合計を、全国の人口で除した値

(1) 五MHz 八以上の空中線

(2) 一〇MHz 四以上の空中線

(3) 一五MHz以上二五MHz以下 二以上の空中線

(4) 三〇MHz以上 一以上の空中線

- 8 認定日から起算して二年を経過した日の属する年度の末日の計画において、携帯無線通信を利用することが困難な地域のうち、特定基地局又は申請者の指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域（携帯無線通信を利用することが困難な地域ごとの居住区域の全部において、当該特定基地局又は当該基地局若しくは陸上移動中継局とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域に限る。）内に居住する者の数の合計を百で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。
- 二 認定日から起算して四年を経過した日の属する年度の末日の計画において、メッシュ（陸上に係るものであって、特定基地局又は申請者の指定済周波数を使用する基地局若しくは陸上移動中継局（いずれも屋内等に設置するものを除く。）とその通信の相手方である陸上移動局との間の通信が可能となる区域の面積が当該メッシュの面積の二分の一を超えるものに限る。）の数の合計を、メッシュ（陸上に係るものに限る。）の総数で除した値により定めるカバー率を百分の一で除した値（一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。）がより大きいこと。

別表第四 特定ひっ迫区域

都道府県	区域
東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、渋谷区、中野区及び豊島区
神奈川県	横浜市西区
愛知県	名古屋市東区、中村区及び中区
京都府	京都市中京区及び下京区
大阪府	大阪市都島区、福島区、西区、天王寺区、浪速区、阿倍野区、北区及び中央区
福岡県	福岡市中央区

注 行政区画に変更があった場合においても、当該区域は、なお従前の区域による。

## 8 その他関係告示

### (1) 平成26年総務省告示第347号に基づく特定基地局の開設計画の認定の申請期間等を定める件(平成26年総務省告示第348号)

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第二十七条の十三第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成二十六年総務省告示第三百四十七号(第四世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画に関する指針を定める件)に基づく特定基地局の開設計画の認定の申請期間等を次のように定める。

- 一 申請期間  
平成二十六年九月二十六日(金)八時三十分から同年十月二十七日(月)十七時十五分までの間
- 二 申請の提出先  
総務大臣又は総合通信局長若しくは沖縄総合通信事務所長
- 三 問合せ先  
総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 電話〇三(五二五三)五八九三
- 四 申請要領  
開設計画の認定を受けようとする者が認定の申請を行うための要領その他の必要な事項は、別に公表する。

### (2) 統計に用いる標準地域メッシュ等を定めた件(昭和48年行政管理庁告示第143号)

統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コードを定めたので、次のとおり告示する。

統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード

#### 1 標準地域メッシュ

統計に用いる標準地域メッシュは、基準地域メッシュ、基準地域メッシュを分割した地域メッシュ(以下「分割地域メッシュ」という。)および基準地域メッシュを統合した地域メッシュ(以下「統合地域メッシュ」という。)とする。

##### (1) 基準地域メッシュ

基準地域メッシュは、次に定める方法により作成する。

- ア 全国の地域を1度ごとの経線ならびに偶数緯度およびその間隔を3等分した緯度における緯線とによつて分割して第1次地域区画を作る。
- イ 第1次地域区画を経線方向および緯線方向に8等分して第2次地域区画を作る。
- ウ 第2次地域区画を経線方向および経線方向に10等分して第3次地域区画を作り、これを基準地域メッシュとする。

##### (2) 分割地域メッシュ

分割地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの2分の1の地域メッシュ(以下「2分の1地域メッシュ」という。), 4分の1の地域メッシュ(以下「4分の1地域メッシュ」という。)および8分の1の地域メッシュ(以下「8分の1地域メッシュ」という。)とし、その作成方法は、次の表のとおりとする。

名称	作成方法
2分の1地域メッシュ	基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に2等分する。
4分の1地域メッシュ	基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に4等分する。
8分の1地域メッシュ	基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に8等分する。

##### (3) 統合地域メッシュ

統合地域メッシュは、辺の長さが基準地域メッシュの2倍の地域メッシュ(以下「2倍地域メッシュ」という。), 5倍の地域メッシュ(以下「5倍地域メッシュ」という。)および10倍の地域メッシュ(以下「10倍地域メッシュ」という。)とし、その作成方法は、次の表のとおりとする。

名称	作成方法
2倍地域メッシュ	第2次地域区画を経線方向および緯線方向に5等分する。
5倍地域メッシュ	第2次地域区画を経線方向および緯線方向に2等分する。
10倍地域メッシュ	第2次地域区画とする。

#### 2 標準地域メッシュ・コード

標準地域メッシュのコードは、地域メッシュの種類ごとに、次により定める数字とする。

(1) 基準地域メッシュのコード

基準地域メッシュのコードは、次に定める第1次地域区画、第2次地域区画および第3次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた8けたの数字とする。

ア 第1次地域区画を示す数字は、区画の南端緯度を1.5倍して得られる度数を示す2けたの数字および西端経度を示す数字から100を減じて得られる2けたの数字をこの順に組み合わせた4けたの数字とする。

イ 第2次地域区画を示す数字は、第1次地域区画を経線方向および緯線方向に8等分して得られる各区画に、経線方向については南から、緯線方向については西から、それぞれ0から7までの数字を付し、これを経線方向に付した数字、緯線方向に付した数字の順に組み合わせた2けたの数字とする。

ウ 第3次地域区画を示す数字は、第2次地域区画を経線方向および緯線方向に10等分して得られる各区画に、経線方向については南から、緯線方向については西から、それぞれ0から9までの数字を付し、これを経線方向に付した数字、緯線方向に付した数字の順に組み合わせた2けたの数字とする。

(2) 分割地域メッシュのコード

分割地域メッシュのコードは、次のとおりとする。

ア 2分の1地域メッシュのコードは、基準地域メッシュを経線方向および緯線方向に2等分して得られる各区画に、南西側、南東側、北西側および北東側の順に1から4までの数字を付してそれぞれの区画を示す数字とし、これを当該基準地域メッシュのコードの次に加えた9けたの数字とする。

イ 4分の1地域メッシュのコードは、2分の1地域メッシュを経線方向および緯線方向に2等分して得られる各区画に、アと同じ方法により付した数字を2分の1地域メッシュのコードの次に加えた10けたの数字とする。

ウ 8分の1地域メッシュのコードは、4分の1地域メッシュを経線方向および緯線方向に2等分して得られる各区画に、アと同じ方法により付した数字を4分の1地域メッシュのコードの次に加えた11けたの数字とする。

(3) 統合地域メッシュのコード

統合地域メッシュのコードは、次のとおりとする。

ア 2倍地域メッシュのコードは、当該地域メッシュが属する第1次地域区画および第2次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた6けたの数字の次に、当該第2次地域区画を経線方向および緯線方向に5等分して得られる各区画に、経線方向については南から、緯線方向については西から、それぞれ0, 2, 4, 6および8の数字を付し、これを経線方向に付した数字、緯線方向に付した数字の順に組み合わせた数字をそれぞれの区画を示す数字として加え、その次に数字の5を加えた9けたの数字とする。

イ 5倍地域メッシュのコードは、当該地域メッシュが属する第1次地域区画および第2次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた6けたの数字の次に、当該第2次地域区画を経線方向および緯線方向に2等分して得られる各区画に、南西側、南東側、北西側および北東側の順に1から4までの数字を付し、それぞれの区画を示す数字として加えた7けたの数字とする。

ウ 10倍地域メッシュのコードは、当該地域メッシュの属する第1次地域区画および第2次地域区画を示す数字をこの順に組み合わせた6けたの数字とする。

(4) コードの一部の省略

標準地域メッシュ・コードの使用にあたっては、その一部である上位のけたを省略することができる。その際は、省略されたコードが標準地域メッシュ・コードのどの位置に当たるかを明示する必要がある。